藩翰譜

附録 十二上

和書門
類 八九一四
號 一九九一
函 一〇
架 三七
冊

内閣文庫
和書 類
八九九四 號
三七 冊
一五五 函
八 架

内閣文庫
番號 和 8994
冊數 37（14）
函號 155 59

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

藩翰譜　十二之上

蒲生　金吾　福島　加藤

最上　堀尾　田中　中村

筒井　里見　生駒　寺沢

日本政府図書

蒲生

後漢孝霊帝より藤原秀郷まで 秀郷十三代の孫近江の国 近江守
鎮守府将軍秀郷の二男近江守鎮守府将軍秀郷六代の孫惟俊（系図に惟賢とあり）
陸奥より上洛し近江国蒲生の郡に居住し蒲生を以て名字とす 蒲生記には平家の時と
（系図には鎮守府の時のやうにいへり○按ずるに一系図に
蒲生記よりも古きところ要あるへし 多し）
（系図には古き見え信子俊賢は惟賢と云ふ） ここに俊賢は源頼朝の家人相模守
俊賢の六代の孫安芸守秀胤建武年中
足利氏に属し戦功あり秀胤より七代（系図には六代とあり） 刑部大輔貞秀入道智閑
時に至りて嫡男刑部大輔秀郷の孫総州守なしく称号とす

先仕する二男なる大夫にて卿は住し未ちに居ひしめ三男与九郎右衛門
秀頼は河内家を継ぐ也刑部大輔秀綱辞して其子刑部大夫秀紀
に家督を譲る二男の秀紀を為かへして十三歳と合せしる
にて男なり中将定秀父子跡をうけ左京大夫貞秀長兵衛代
卿の父なり当主たりしめ貞秀家名はしめて採く人
を以ての守護依来右京大夫武貞入道藤原父子蔵
田舎のうちあり滅されぬ貞秀其の子城郭の中心に
たてこもり家名を滅しらう死せしてとふ伊勢
の国の住人北畠左京大夫貞秀か妹を娶りて
男子あれは累代の家たち滅ぶより織田家を退く誠四

みやくは伊勢の城を領知せしめ給ふ小田の刑部貞秀与
しく信長の御旗にまかり出時代々年を経て家を十三
まで弥千代丸とやらしも父と共に参る織田家臣之有
多年子息あまたの人よりも信長も嫡子にあらせ給ふ
三七殿年の城をなさしめ大夫としめ給ふ（織田信孝と言　三七殿の字を以て）
名つけ給ひしとなり御是は永禄十二年八月に信長伊勢の国大河内の
城を攻給ひし大夫の年十三歳の半生に一人攻けはしく
三郎の中より先して後代の城の国司信長大
をおしへまかり同じ左衛門尉属して御の城より
帰りし北畠天正十年六月二日織田の父子故ありて

たゝし時太政大臣實房公の娘の猶子にしておはしまし
御所にうけれの娘に立て御所信長の御事を中ノ御前と
百宋諸ゝ候し要寺丁亥歳かり一定まで二之
にてうちつゞき腰輿にておはしまし世に
父の實房太上悦ひ御同前の御産所に奉公君姫し
しく女房出ありまゐらせしく小御しけり也
出娘よいまゐらせいそぎ案内を得して逆修注
戦の法に先んじれ御祈り出え秀氏よりおはしか
まつりせの詠うむらんとれかりおはしよ二七日
深多き得常まゐ出之の御て光秀大ちまゐら

こゝまでありし御所帰京の後に仰して都の御所に聚楽
能前秀吉公御所に此度の事ましとふる事
御祈りのみなし当関の出人の窮は花落せまで
所まゐらせり御若君の地とよ相聚楽第を造りし時に秀吉
なられ秀吉太子に奉る實秀か姫むかへて妻とはこれ
のちに二條殿と申せし御帰妹ちり御台の聚楽第にむかへ
まゐらせ秀吉公御子伊勢宮主殿の娘をのぞ御所に伴に
よつて関白太政大臣に任じぬ又将軍の宣下の事もありしかど御所にて位御時
みな花洛より往す秀吉公当所と小便の時御所にまゐる
秀吉をかゝむし為澄はの娘と政務

伊勢国松ヶ嶋の城に移し〔見住の地六万石を領しけるに十二万石加増あり〕男〔かゆ〕関
蒲生源六 牧山大 行也〔天正十八年○沢より会津に入 大和国宇陀郡の領分なり〕皆
東に所領を賜ひ同年不老にて山乃の寒さを初めて伊達中納
言の領にいたりましたしけり 離別郡に太平十六
年四月十日九戸を乱し将かね両陸奥にかけれ相楽の乱
とりこさけ此年葛西の陣を従ゆくして ほまはけ九〇三
葛西の乱更に起りて おほさらい相模なり舞向ひまし
伊達国ふるさとの城をゆかりて 小田原の役より御家
にしこのるまま葉しく 陸奥にまかり入八月十七日奥白
今度の城に氏郷と申されし会津六郡の地に領し〔小河の方〕山に

の地今より十三郡を領し陸奥出羽の両国の鎮をなす〔四十二万石地領せしむ〕
又木村伊勢守同弥一右衛門尉父子に葛西大崎の地領す〔二十万石〕
此内一副して岩手同月九月の初め大崎の地に
大崎の地は織田信長の時木村父子を申し氏郷に付けしめ伊
伊達政宗は此事に謀反し家臣を語ひおもむき
是の時にて織田をもしてりくちうくもの
十九日○の其夜葛西九戸に在して中に
長付の中の頃 如何に大崎より 九戸の城を
中心人申ける○大崎○の動揺の天して鬼七郎
の地をかつけ札 陸奥田村四郡松伊達信夫刈田出羽の置賜郡
〔ありけるを十九郡百二十万石と成の也〕

此年十二月廿九日参議従三位にすゝみて同日中納言に任せし（公卿補任には三位）
明れは文禄元年の正月の文禄の年号改元し同日中納言に任ず
名高きにも法しけり二月の末に歳の遠例にて参
りしかど本年おもはくありし法印参郷をとしくれせ奉りし
朝鮮国に渡りし三年正月参りて程なく上洛なりし
十月太閤御郷の家にて行幸まし賢者の名高き中納言
のおもひりしは別にありしかりて御中寺ことゝとかく文禄
四年二月七日都のうちにとゝまりしとて年しける
かきりし何事にもやすらひて花を見ておもひをなくさめて其の山里
ともに歌をかきてありあはれなるそのもとにて中にも其かたはらにとしれ

きぬる天正の十九年九月のすゑつかたのちに高法印前備
三成都にゆきて今は御使の家をしやすらひ人々の心をと
人にはあらてたゝ彼家紋の道をとうふ心しけるは七十にはうけ給りて
まして見られし一人を家法を我もとのはとなれ此人名下
乃にたうあるに二人はとなをとそしてよかりしにはなかりしはあさまし
世にことありてうしよし名高きやかてし天下にまかりいてと
やむしかはそむきてかゝる事を人のおもふにはなれてありし思
よらぬ事に我をまかせて様子をたゝらひてを見きゝしてものもの
いにしへのまたそれより文禄のはじめ七月太閤殿下御治世の家衛
其段にて使とてして子息九月廿九日まての所に遠くまかる

うつけ人を作りて世にありし者とも常しなへ[illegible]
ホ[illegible]勢ひを御渡しも人々◯露の代丸天後して並[illegible]
秀次と名の（後には秀次と[illegible]）太閤[illegible]と称し[illegible]
給ひまいらせ天正年関白秀次の御子に[illegible]大坂の御城
築き[illegible]時秀次花洛を[illegible]聚楽と[illegible]の下
御[illegible]と[illegible]門き◯の[illegible]の若御前四郎兵衛故宰
相の[illegible]眼を[illegible]直江ハ[illegible]
徒の者人[illegible]とは[illegible]四郎兵衛を[illegible]
流されて[illegible]十[illegible]（[illegible]死刑と[illegible]）
後に秀次の母上ハ[illegible]の[illegible]

[illegible]人の[illegible]
きよし[illegible]の[illegible]
[illegible]太閤
や[illegible]一旦[illegible]御記
[illegible]ハ[illegible]出[illegible]の[illegible]太閤の
[illegible]秀次[illegible]年[illegible]
[illegible]
人[illegible]の[illegible]
[illegible]城[illegible]（十二万石[illegible]）
[illegible]（[illegible]）門き◯[illegible]西の[illegible]時[illegible]の[illegible]を

守となりし奥の先陣をつとめける時明応五年の八月廿四日卒
京極宰相の娘を稀九ツにて大炊御門の娘をは參議經信
卒しぬ歳六十七十七年五月十四日二十四にして世をはやうす
たゞ嫡子義忠が代九十五にてしるへき叙任を經ておはしける
よろこひ太郎と申しし二男靜雲丸中將大輔となつて
太政と申しし兄弟ありけり大臣家の子孫なそ申しける
八幡宮家より御灌頂を給はりて源氏長者となりけり
太郎顯房從三位從一位に任ず参議從三位上をたまはる寛
永四年正月四日卒しぬ世継もなし病たまひて
跡も家絶ぬ

從三位兼中將大輔為家太政大臣の二男實兼永二年
正二位の權大納言にすゝむ此年出羽按察上杉の娘をめとりける いかなるにや さるへき腹なれ
明應四年の春兄太政大臣世をさりしかは跡をつき
二十七 伊豫國の櫻山の城主累代相續の所領なれはとて
そこにて兵部卿の地をへつらはしたまふ かへりて 大四年え 同き十二年八月
十日 二十七にして卒しぬる 六年 世継もなし 病たまひて
家絶ぬ

金吾

中納言秀秋ハ小早川左衛門佐隆景の世継也 隆景ハ三品
中納言にてありしと云ハ補任にハ隆景中納言に任せし事見えず まことは木下肥後守家定の五男
其は太閤北の政所の御甥なれハ小早川の名跡を継き
ことにふるまひけなけしかりしか中納言の官にのほり
秀吉公ハ御猶子 太閤の北の政所と共に御所にすましぬ天正
十九年の春隆景に子なくして家嗣の沙汰ありて
かくて隆景此人を養子としけるか
おりしも隆景の甥毛利秀元か
世継にならせ申すに付黒田勘解由孝高生駒なる

隆親二人とも毛利か家よりいてかりけれハ元就
のうちにも隆景ハしはし広島にてハ元就
しくなれとも隆景ハなにの為も世のためにかん
ぬしとせよといふハ親元とともにうちに元就して
まつれる隆景の陣よ来てけるにいたりて隆景
以のこるのうちこし給へ加へ元就ハ神ふか家のうちにけれ
あらそひなれしとしかるゝ人を生類の侍ふとかそていへ
うけ秘書院の侍りし此れむかしいて隆景の後日の思
よりつく能かのくにを取ともてのうちに開も鶴法紀等
のうちふしく二郎つの地をとりしかるに秋歌まてに

小早川ぬけ出て勇故しきりにいさみしに秀秋よ生かつて兵を
せ隆景を山陽のうちよりしてそなへしにきゝける地
かの能のこれらさのうへ小何よりの春のそらにて
隆き此ましひとしかる内に清元ふかくらのして隆之
しられいして常に関白けるしとの恨かしひて中納
斜隆景かこゝろよくいたつて世にきこえぬハ得て嫌
隆景かたえなるひとしくこ見てまさに梅隆か元就に従ひて
秀元しく輝元か世継ときこゆ　輝元ハ隆元か子也　しかるハ毛利備中の守
隆元隆景か兄也　隆元か家ハ嫡流よりは利の家ハ
広子なれハ嫡流の継の事へたゝし中まてかるにより

ここに濁りかゝらぬ故にかくられ義ましまさし天孫のしし然
朝鮮の事起り隆景従ゝに渡り三年の一戦に功をあ
らはせしかは中納言にのほりて晋州の城をたまはりに
天下弥太平に治る 従三位中納言にして寿長年十月十一
六十三歳にて卒しぬ 秀秋隆景の家をつき中納言に
任さる 秀秋を今は中納言といひしハ九才の時よりたまはりけるにや
秀秋も元は羽柴金吾秀俊とかいひし小姓より今金吾といひしそ 従三位
従三位の入道 此年二月隆景の家に至り辛をつきし秀秋
六歳にして朝鮮をうち大将軍として朝鮮の家臣を
筑前名嶋にて拾合三万十六万石に人々月廿
二日大坂にて同しきりに 朝鮮にかしこまり金吾

堺より入明の事ハ慶長三年二月伏見城のことしろまかせ
しまゝさきすつりにしてみゑ秀秋すなはちゆうひつ大名
諸士をつかはしかはされ諸大名の上方にあつまる三百三十人
太閤より勘気せし太老内月廿四日 終夜の城を池田
関のうちの中にあつまり秀秋の恩に酬ふ石田治部少輔三成密て
かしこまりそ今夜居舟の事を申しはかりをしほしゆくも
たまさきにかたりまいらせてそ中付安くくしゆる所とも金吾
しりあるのところ金吾殿とまつもしひとつう敷の中
勘気のもとはし事の飯権にそれをまへれまたは
二傳ひらうつゝ金吾の御をとせあぬれにかりたる布あ

無法自在なる人なりしかハかゝる時ハたしかにも宗徳
を仰ありてあけ給ひけれハ太閤よりもさし出けれハ家
ありし秀秋の功を賞し給ひ秀秋太閤の御[illegible]をかう
うけて城を[illegible]九千石の[illegible]をゆつり[illegible]
月十五日出の湊より船をよせ先[illegible]
御事とある御意之の城より秀秋[illegible]七人
の家中より茶屋にて加藤[illegible]の者共[illegible]
立あひ太閤[illegible]秀秋の[illegible]
しけるに太閤より御出ありて世[illegible]
御法度一条秀秋の家よりのひしかとも[illegible]

太閤殿も此家中の[illegible]諸軍之功をあらため
うけし家中の人々をつかハされ秀秋を召[illegible]
事なくしも御勝手にて仰られ秀秋[illegible]
あひまよの御[illegible]の御使者[illegible]に伊勢の[illegible]
禅[illegible]ありて[illegible]御[illegible]の御[illegible]
ハ御[illegible]今日[illegible]
家老[illegible]秀秋の[illegible]
ら[illegible]家中の人々[illegible]
[illegible]秀秋[illegible]御[illegible]
[illegible]押出し[illegible]

太閤は次第に小さきより内よりかしこまりて御前へ御伺 三
成ぬれし秀秋の君を筑前にて山口玄蕃允に御預け
大坂の御所まて参りてかしこまり御伺ひ入参らせける
なりしとそ小秀秋のこと関白殿より御うはさ有しに宗
分のしらせに刀を下されて是は小早川の名跡の家督を
剣しく御沙汰ありて是を宗とし御申しにて太閤の御はからひ
尼孝蔵主を御使にて御ことはりとして比叡山の
寺にしらせ給ひしかは宗永きこしめしは寺の宗
玄蕃の御使の申されしにそかへて其身の後の事とも
急し給ひて御はからひの地を移すへしとありけれは

中納言大にいかりて御使尼孝蔵主秀秋か方に参りて
つまり見苦しき命あるへき心得にて御申しの
御よろこひあるへき事をみやこに申しつかはし給ひし
申させ尼孝蔵主御いとまこひして小早川の孝蔵主にむかひ
のたまひ給ひて御前をのかれし時これを申されし
されは尼孝蔵主も門前の御事とも申されけれ
御返事の御為に政所の御方へと中納言へもまいらせて
出小早川の秀秋にむかひ御わたりとも申し
御よろこひあるへきよしまゐらせぬ御わかれの後
なる上は太閤もきのふ御はからひとそ申されける

し信長ハさしもの秀秋も十三歳にて切腹に仍て同前の信
に社信忠ハ兄として十ハ徳川家と今日の時に於ても
杉原ハ以の家中に居しも利家か母の業の
子に而せり也し信長ハ和根の仰かは兄御所
新く徳川家ハ太閤と利家にはこれ秀秋の事ニ致き
おもんと立申しけるし利家は押し申すり徳川家ハ
目にに太閤を来りたし御出ありて居ともかし太閤
いにて新を毎の尤之とやしんと信長ハ秀秋の
うはまくをいかしき事々く世申す人連来りは
物とも見とこそ申せせ札物ものとことへおしてそのちし

日毎に来りの人々太閤まゝにしめのそれ給り秋
徳川家これの由申しとてしめのとらすかりし太閤は添
に知ぬしるとて江戸門前の名にまゝさまる来とも
居りし信長ハ徳川家仮也とひて秀秋の事をし
正しくふしく杉原山にのまゝしは是まゝにしけり信に給
石座まゝ此所秀秋よりは御ゆるし被成たる事ゝし山口よりは
別ニ加賀太守の嫁とし秀秋の後之置れしとある
まゝく秀秋とこそ御縁組ゝ仰に候ひし山口に被成付
太閤の御気色よろしかりけり
去程六月二日徳川家ハ秀秋をうちつれ来らせ給ひ
太閤ハ對面ありて饗宴の儀事終り秀秋ハ家
多く賜ひ 安宅貞宗の刀 吉光の脇指 大判黄金枚子宗の
茶壺 并ニ馬一疋 黄金千枚之

徳川殿へまいらせし物は光忠の刀黄金三百枚秀秋より出しも
猶伊直政を徳川殿へ使として此よしの寄せ黄金を
こゝろよく忠をしらせ給へときこえしまゝ其上にて付約せられしを
かくれなく秀秋謀反にて籠られんとせし事の始終は大河内秀元か朝
鮮物語にも詳にしるして世の人の洋知るところなるを
是従ひなほし侍るにも及はすや又嶺山の跡のことは諸家
の記にもしるし又よしみ右の月日の記をも見侍り太閤薨去し
はきの年の秋徳川殿の上坂追付のときより内府は
秀秋もいさゝか謀略を伝へ事にかゝはりしと聞ゆるを
うつゝ大坂の軍文起りて徳川の軍略を信従して秀
秋は徳川殿の軍勢に鼓して此時に与りし事ありしか
今見ても不下なんとて大近従の橋下の中略あの城に築て
東武の軍勢の決しせられ給ひしも家康はまたいまた御国
伊賀に入道の故に関東に押出しに今見
近従ある城を保ちて秀秋は大いなる近従と申遣し
大坂にいたりし天下の事にあつかり政事の取締りをまかせて
秀秋を内府の味方に付け申させしと申す政
兩方とも大坂の主伏見の城をあつかりときこえて同意
ありし人の宰相にて兵部の書付と一書(?)の侍従の事の書に嫁せし内府の気に
入りて秀秋の御事に大坂の是に依りて人々のはかりことにて
かの陣より入りし人々の軍勢をあつかりしとて在京
東武の軍勢に属し君達にも申されて...

等し中そらにしくなきみて宮こ迄まんとこゝろさしくれて
なつしめんしよ将門の城を出ん秀郷せよハ将門の館よ
入へく京の兵の軍兵を出し精兵の門前にあらはれ參らせん
しかも将門の陣より使をつかハしけるよしいへとも又かさねて
兵衛府元忠と寄合ありとて諸国の兵のこゝろはせもの有つ
ちらし山人てよりにけれはおもひかけもなき人々にて
こゝろされ給ひぬ中にもこゝろへて東国の軍兵承らん附
小貫切せさせ給ふへし御使の旨とハ関東よりまいりて
いとこゝろへ元忠の弟郎等一人軍兵にくたして詞とも
下野国田原藤太と申せし
下いへ田原藤太かとゝ秀郷力を添へ平将門ととして軍団

甲賀の兵世を治めにけり
平将門軍兵の
今も将門の討手
関東にしたかひけり
あしなれとも今も将門の城を攻むれ城かくの要害
の事ありけれハ諸国へ下知しておもひいれに陣をしく兵ハ
以前すてに郎等の軍兵を出し京へ申す所より攻寄秀郷を急
打手の用へくして催促を待ちけるに秀郷ハ将門を
手負したちまちにけ雨の如く射かけ勢を引きて
いへ共を寄て打てよと軍兵は諸人平将門を打たん
としく那木の藤原秀郷三人の兵を具しける実否に
[illegible]
の国を又り松の陣の河の辺にて尾張の国より

のみにて此たひ家康の御ゆるしにて松尾の山に陣をとり先月
十五日東西の軍矢合せしとき一番に上方の軍勢の後へ
切てかゝりけれはにはかに敵くつれてやふれける
故に関ヶ原の一戦は東の勝利に成けるとき
江州佐和山の石田か城をせめ落 同十一月
備前備中両国を賜りて秀秋は岡山の城主となり
ける 七十二万石を領して 二十三万石は中国の内にて
十月朔日に卒す 秀秋二十一才にて世をはやくして世継なき
故に家は絶ぬ

福嶋

福嶋左衛門大夫源正則は尾張国の住人福嶋市兵衛尉正信か嫡男
初め羽柴筑前守秀吉公に仕へ大閤に属し時に正則は嫡子たり
天正十年賤ヶ嶽の合戦 正則は若年なれとも秀吉の御感にあつかり 七本鑓の一人として 江州にて五千石を給ふ
三本の鑓をもつてすゝみ 正則生年十八才也と云
けれは秀吉公その武勇をほめ給ひて
のちに七本鑓の中の第一とて其年一万石を賜り
又十一月には叙爵して左衛門大夫に任す 此時の国主は尾張清須にて
伊予国今治にて十一万石を領す 其後尾張清須の城を賜り
二十四万石にて尾張の国を治め 十万石を賜りて 後に芸州の大守となり 四十九万八千石の栄禄を

陸奥守ハ十六年御供奉せし其の一族をひきゐて九州の
東の軍に從ひ西の城攻め文禄の始朝鮮を征伐の御陣に從ひ
を振ひ初陣の時兄弟共に朝鮮の役にさきがけし次き関白秀次の家臣とも
なかく北の人ハ家のつくさきしめし関白の叔父なれハ憚るとした
さらなく家小輔すて是非無くしてこゝに参りて
頼み申しを御留しまゐらせ候ハ御へうさふらひしと云文禄四年七月関白
秀次の御事おもしろからぬ尾張清洲の城に移り二十まで
関白の御陣にて切腹し給ひ相葉の城にゆきて三ヶ年八月
太閤薨しのちに細川忠興の御息女を於千代の御方細川忠興の御宗領也
関白の嫡男羽柴治部少輔正之の妻に定めおかれし事あり
く大坂の事なと加藤清正石田三成と相はかりて細川忠興を
うしなはんと謀りけれ
これよりさきの事なりてあはれなる御事共
なりしとそ

関白御方よりも家老なりし細川忠興の邸に乱入し池田輝政を頼み
申しのち関白おしこめ石田治部少輔三成とはかりて細川忠興の
中をさかしまにしようとすゝめたれば
関白ハ慶長元年秋細川忠興の上坂追討のため
御方御申しなりし関白の子ハやむなく池田輝政の妹婿なる
越前守に召されて上方の手へ遣はされ
うらみ細川忠興東山の方の大名として小山の陣に於て
上方へうつり給ひて各々の事にしたかひ大坂を
立て家康は十年の所に年をとりまして今々の名の
中なりしかれ共秀吉の命に従ひ申しける

ともかくも明らかならんにと思ひしに、はかりなくも運をまさる
とかくの事に心よからず頼みしも、家康いかにて恨み
ひでのことをさき家康にして御家出来し後人の大名も
公も時をうかがひてのみ過ごしたまひしに遂に
過ごし給ひて後の年にし給ふ人にいやましに
上には所司代にて正則一人を右上方の家臣とし
凡例の内外にも大坂の味方すべき者もなくて
天下の家臣を催させしこそ哀れなるべし
ものかしこくも大いそがしく内膳殿にあるべき事に三歳
にてわりしも天下をみなしとどめもうてなつる

人々の心さへいかならんとあやしまれし正則なれば、なかなかに家康の御方にして
また忠続きは、徳川殿へ従ひて、中にもかくあるやうにて御名
一人ものものしく、皆正則が上方にありて、さて徳川殿の御ちかひも
事ゆゑなかりしに正則もとは海道の先陣して、戦ひてのち
其の後にて例の城をくだされ、それにて後年の城
を攻めたりし関ヶ原の難も多くの人々の心地にたりし
も利に溺れ清水に落ちて下々とし、御川家康
正則が功者なりけれども、此人の忠けれども家康
人の命をもて、混忠などはおほかたに此
の功もかくありし不足の徳の事しもあかりけり 家

京の家従くのちに浅川左京亮某の宿所にかくし
御中村喜八とかいふ者を根来にたちよりけるに
先正則が家臣しく都へのぼせける正則が領の使者と谷
よきうへく北紀より日野の関所にかゝりしに当の番士
かまへて以前しうおりの主に断りて使の事に候てのち
男の服所をし出しく没落して諸事を申し承り候事
ともなく正則が召し使ひけるものにて番所の役人
やらありし後あひ尋ね此度の文を見れども承知なし
く悔みて男の服所のちに大切にも申し来りて死去にて
と云ふ訴へ出のいろいろ正則より事細かに申し候

事にて都へ訴へし政の仰せて此一室殺せし
かと正則伊奈やる文を以て下知しきたりけれ
服切迄正則が男浄か申して浅川左京が殺害せられ
し伊奈に左ありしと浄ある事を申して左京は承
し伊奈図書が評定に依て正則が伊奈図書を呼出
ほきしありとて服切りぬ以実検のため首を下すと申
ても甚兵衛とかへして伊奈図書の使上意を承り
ほその者には正則に申し渡せし事には神に誓て
かれ伊奈図書ぬして使者とは名井伊兵部少輔殿に承りて
番の者六人ともきまりて伊奈 伊奈は六人の者の 土佐守殿 正則は好く

いかなる人にてそましまさんとてれ君の命を
候ハす兄の様子同しかられ様ハ兄ハ家の源氏ハ
先を知るかきし正則か紛のそ身もさる程ハ大の
ハくしく見候の代し人え之人随にてきとるもの
しられ候扨正則が君ハ仍是も湊川原の内なし
く申させける様ハの御功をあるものを入正
則一族の御身あれハ置さしまに家の命を
まて身なかくてきる…よしてまた今正則ハ
仍とてつくハ後に命かし見候に非ともな正則
一人にさしく両月ともしなひ候ぬて正則ハ参せ

西行のそなし一ツ歎ひ候人西のそ多きこと申しけ
何とそこ申さのそ候人なにてそ候なりしまいやる
毎とし京あるとてやなる井伊西国に我を以て大
まいとなるき正則の実ハ所存知極しぬもハ仍京の武家
也し御事の給ひそもそく京もおいて事ハ中西家し候ハ
らへことより私の大事仍る不覚を見へしけれハ正則
家の命従ホすとして案さてきらせよしまた家中事
今ハ湊川原にもし正則よしせと一人しての湊河にし
国仍もしも源氏なしとてハ河内国の湊川原ハ湊川原をも
ゆるさし正則なりし源ハ三の上なりけれハ兵衛の志ふる

とかくもありしかとも　信家腹切てうせにけり備前高
なりて三百石をそへて正則に給はる正則名乗
く升信濃守のむすめをむかへて正則の嫡子とす
けり此年十月安藝備後両国を正則に給ふ今の家の
勲功は当たるものなし　是迄四十九万八千石〇此時武人井伊備後守
賀守功勤にて信家にさとり申し
人なりける比を化りてこゝろにこれ心はゆるしもせす天下の事を
よ大名といはるゝ人なり信家は田舎人なりしにもかくのことき分
論之言ひ人の上とかくせしかともみな正則の事とおもひけれは
かくのことくにてこそ正則の浮しにあらそひまてはなれしかは
同き六年春江戸城の普請をせられし今(?)金銀をかけし小
正則かしこ広島の城を修しける中は宇喜多家宗信の
家人なり正則大坂とも下にて備前(?)

家はしかしなから此上へ入ずれ家康へ出仕のことをやしうすみえし
後又正則年来の望みを遂れ宇喜多秀家の娘を
子は正則か嫡子にて此上伏見に参らす大閤の作
たとへは備前に正則か男秀頼の世子なし酒井忠勝
しを其を似て佐々梅野これ満らる秋元宇喜多は大閤の御養君
成正則むすめをむかへしに宇喜多の男子天下の事をかなしみ
し宇喜多は此処にて大坂にては宇喜多は浅野忠吉
天下のかゝるしかし
為正則の家の中をかくかうするに同き八年二月浅野紀伊守
家の室をうつしきをしに正則備後のかたよりかは宮門も
七月大名を大坂より大納言相伴　此頃大坂上にまうてし時
上方の大名ことしりくるにぞ信之 せしめ秀頼とゝもに

こゝに正則ちからをあらはしけれは此元年同十三年五月
太閤秀吉将軍に任せられ伏見の館にて大名を都にあつめられし
に清正は朝鮮にて対面のうへ上意の事仰せつけられしよ
し清正の死去の後は京にて御自筆にて清正か胞兄を見舞
とゝまりけるにかくしてより此後京大坂の間にてのみ心安き御諚
あるによりて上方の大名の中に門をひらき申されて
人をしてかくあらしめ給ひけり西海南海山陽山陰の大名
と城とにあらしめ給ひて軍船をなしたまひしを
城の中の人々とりて強盛なる時は十二年の春正則は
利兵を浦にて治め申ぬとてそれより押出して後を向て奏

福島正則の御家は君命をかしこみて十三年の春より居城
を能登の国に移し上方の大名ともにて大坂に集り
中にも正則か右衛門大夫にて十六年三月より上洛したり
太閤殿下の御こゝろの時伏見城にて池田肥後守清正加藤左馬助
此三人の御使として京へ申しに正則は病を称して大坂に籠り
さて十九年九月より御中納言利長卒して後に利光
利常十四年より父の郷に遊びし後堪忍に勝ちて宮に
太閤の御子息ことに文武の後にうちて幼年にて出
つくしによりてゐぬるにかしこくもやかて大坂より来りて正とけ
さうしてそれきり江戸へ御城中にて今日の名粮七万石を正則

其の年比石田治部少輔三成、主殿令謀宇喜多秀家と

なしりうへ可なともみやつかり部〻ハ世の人のミしりえて

そ何もとる色もいさあとをのふ秀しに其年の九月太閤

家康の両家御婚とし て忍服済右廣ホハ大坂ふ帰りし

年数ては、しし城中にゑろふもて江戸の城皆築よし

半に至りて上方の大名多くそむけ後にむこまら成り団く

家康ろ力あり十月より竹中伊豆守ら利関東ふ入豫よ

池まかり太閤不定利をとめさもして御ちる両家志むるあらハ

りようそよのなかれ巳神のかくてまさ関東に勢て両家ふ越えんハ

けしい大坂の家臣として義れの人々見えん直ハ偏よ

織田有楽 大野修理治長ホハとりしはよらる左へり秋両家

りしより故太閤の恩顧につきて立よ義絶ともてとし文

家康ハ御成りもして何すされハ両家ハ多は只ならて一いへれ

のうこよろこひ也わけて両家に勅にせ女のえ給とく

しぬ甲も下りこのかこいなと存うすしもまて出会

ハ両家有関東より急男伊婚しにとあらに言も気なも

おふさとの気と何なる日まて太閤不ほるの本懐とてもえ

同き十二日中納言よ来しもの共竹両家ハ使者竹中書に偏

まる祐ある来て利両家も人共に仰くいら何によらしぬちる

そとしけさしい大坂の多銘してなおし兵いしし

これハ御ゆかりとこそ承れの母子か御事ニ候ニかく
おもひまゐらせ候事の出来たるよし申され候ニ頼朝へ
まゐらせて候ハ御母子とて候もの二人の女房とて
消息を遣しけるにおもひよらぬ上野介の娘西別当か大殿の
まゐる文をつかハし候 其ゆへ大番役の間ニかたき
うらミの人へき御詫言にて候 覚えハ伊豆の家道
たゝかれの人へき日ならぬしこそ 一へ給へと申す
母子の御事を頼まし候ハやとて 謝しまいらせ候母
上とかく籠居江戸の方よりゆかりを尋ぬへき由朝
冥加の御恩に成りて かゝへ二人をおかれ奉る文冥加

まゐり今ハ御ゆかりの者ニあらす 西別当の
案内ニ先立て兆をしてやうに江戸へとかく待て来り
ニ付ていろいろし悔をかけて何事も三申せしかハ
ひ宮道のめでたくましませ給ひさらぬも申し上て
まし載の日数十二日に又西別当か出たる太郎頼朝の御使
兆とて一度の書を勤め二重に西別当を頼み兆宮にも
ゑふ何とも存させ候ハゝ御身の大田原西別当
中宮ニ兆めて宮ニ冥加にあらく事ニ
く城中にも参りて候おもひて御使とハ聞かれ
申二永宗の御使中に伊豆ニ西別当をかけられ候き

西州か本國 備後三原と共に領家を信して
大坂よりのふ陣し備前より明石へ移り二万石
に西州の大夫より備前まで領せし毎々三千石
賜わりしと云ふ 其後に跡十万石より
いわかるは黒田筑前より後 安芸を領し 西州と同じく
寛永に至りて共に鎮めし 備後三原
来て年来まで領せし 大坂よりは事に限り
西國より預りの事 備後の城を給ひ
しかれ共 (小字) 安芸國の中に
三原 備中まで の事 とゝのへ
領地に 元和元年の事 かくて 黒田

八月十日より の事とし 西州を入置
とて先の明けて 二年四月大坂表に出陣
付き然して 西州の旧領を 賜ひ
御領地を ゆかりの事に おもむきし 三原
に給ひ 此人 先祖は 同しく 越後にて
備後の古城を 継ぎ 慶長 にあり
別なり 備後の城を 堅め 天下の
りしは元和元年 六月にて 國として
信濃の 地を 橋本 同じく 七月 黒田 信濃に
備後 二万石 松代 信濃 四万石

西国の事は是によりて西国も共に[illegible]
六年九月十四日二戦ひして西明寺にて[illegible]
三年寛元之事七月十六日年二十[illegible]
[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]

ゐへの御使には牧野右馬允とそきこえし花房志摩守を副らされける
正則か居城いしき出羽やかてかのおもむき件の由を掛かゝるに
よことかきたり急便あり久世三四郎浅道坂部三十郎浅野但馬守ならしかうして又
内藤左五六堀田勘左衛門山田十左衛門史本の浦津法然とへてかきたし浅野小兵衛本を上
大さは人のやうしいは此儀にかまいなし松平右衛門佐鍋島信濃守にかならす後藤庄
浅野但馬守殿の太守中の守々正則か心まかせよりて江戸へ
うらうらきこえし行われけれは然に正則か舘は上京の仙の上
はやそえしめられていつしか兄弟の人々隠居そなはしくかの館へ浦
はこちらへ行こうして立退き詮方なき出つきたる旨右衛門やか
出の人々かの館か中にも正則仰の旨うけたまはりてつきるや
あるいは承り太僕所世可遍きはゝるとて正則かつきをう
もあまり申の節やかていつせいに行われともきこえり
かくみとこれは随ひ居りれしてくやりて申きかせ國浅野をそ
思しかりて大坂中にて丁度きこえてめされ郡ともとてゆるかし
めかれはしん使停のやうかは憂懐かれとも信濃守川中備後にも
やかれ御頼信濃の事ゆかりて此道名見うつ安藝紫
三日在永井右京亜将ゐ在に宰らて安芸の本に正同しく正則か
家人するやらふまくをけつうくし急きいさ信州にて出羽守
何本院書院番大炊頭可ふ此のゐ大炊松平阿波守立松平有
加備大庭中務讃岐守正勝松平大炊本に申なるをうけとてかの

はしりむかつてまへ正則は此にさはくしかし正則にはかり人々ゆるされ
まれせかとおいしく正則にたかやしはかくありけらいたてき
ありてきしけるをかりぬそもしけるし正則上下に給ひ奉て
いかにも正則か家人あたまし正則か合をこけて西ところ奉りて
今正則か合にあはしくはをとけまへ勢人浪の在か
さてそうさりかりしゆれかは論ともそれ正則か家とふて御家奉き
ありき処にかやはりれは安藝永井中処その御おもしこそ立て奉
けしかれ正則か添ひけむく正則ろうしの書きひしまし中その
そうさけれもありて西へきしむとなれはかわれは出羽人々に
くまね立つ酒井雅楽頭備前守相模守信濃守殿奈良か志摩守讃岐守の本
城とさましは本多上野介大炊頭井上の御事ともりうしの家ちまる
うえしぬ世にゆふ所紀より此時本多正純家の新にまり
正則家来より何のかたりれきいまのほ人々といひまわきむ
久しとうそかに出て正則玉に何かし中子とをやしかなま
まうしてまとに一說に元和五年ましいまし出御
内府のりまゐりのか件のゆゐしまする人とうれとに元和の
のうすをなるとおへ候まする〇又あり人の中也とる正則
許へ乃丈に中にもひしてはれあらかは大炊頭おりしての上
佐々ゆかけりるをすりかはまに値人かさいつくかの
館ろむる住所の佐もに申しんそ大炊頭おりよふあれて

たゝく大政所おもひよるかたもなしあはれ母へ御みやそうし
わかれしをおもひとかくしてちからなく正則よりうしろみ
給のちに一つりの正則やうやう上りくるまへに心よりはかり
まゝのふくしまのかた正則の心ぬ様のうちにての行ようやうにとて
ゝとしく太政のちうて正則のよしおもふくに大坂の上方へ
まいりてもはなし正則大政は家の御心かれは手より上る
おほくなれまた正則たりのおもひかの正則いまだ大坂の間
むかし正則をはしるに家康はたかのはりとなりいまた
うちはなして七世をもちの世の母へ来るの正則三百
かくれにまたしかく何方より用心にも行まして
正則か言あるのたのむよしにこゝろにかへりしに
くるしなりにもし申上にはやかりたゝかひてさかしかりき
こゝろはなしとものにしかしもあけ様のうちにと
つかひしもそのたちゆへかゝれはうちよりしかくなる
ことをとりなしにさきの年来のおそれけるまつりをたのみ
あらふしくとしやかましくこゝろのまゝにさきたのかたに
いふかまてなるさしの正則か流人の見舞に書上りをしかし
まうしよりけん世の御ひくの家のよりまいりまゐらせて
とりとりよりみなしてまゐらせしてしましくましく
たしめ清伏のそはへらきしのよしにいくし二つぶ大坂

おほき太政所とのあいそしくおはしましのまゝに江戸へ目九まで
かりそめにも申さるへきまでに下向いたしめしかは太閤の家来
まゝせんと事しけの御かの様よ申されしとしらしかは太政へ
ときまてしかの様をうかゝれもなひしやまうへのしみ
信濃の国のうかゝひゆかんもしかしよりくれにものゝ
あかれとしゝかしのうちのけんをさう事よろしく六十余年の御事の
うへかさまくしかくのこしこまゝ史官のさたにもおよはすなり
とにかくも○おの紀り正則をかみかし御事へ大臣の御はからひ
正則申すに太閤の御申し事かたまてよりはかりしまゝその年中
の太閤たりしく上洛ありしまて水火の中よりのかれ申せし
しまれはなにとなく人こそ称り太閤わかくして私のおもひをたゝし
くの人のこゝろしめしてありの事へは人の公の御心よりおもふ
かくしてかしに大名家様の人々としまつりしこゝにしかるに
たゝのよし流刑よりまつりしかの跡有りかならずしもさう
世の人の信し用ふることなりけるの正則の申しあけしことおほいに
てつくしてしまつりしやの世よりもまつりしやう細かにさう
正則の事細かにもかゝりぬ人もかくこゝろさへさらにもしらるへきかくて
うけたまはる事なり世にもあれは福島の事様劔かさねて
の先来の御ひさ家譜かいの家綵をあらたふして世にうつりて流を
そこうしたる事の中にと申すところ冥加の一筋にもあるなり

くふ徳川氏に帰して事たえて国家の一統し武家しめし
とりつよおやつくわたくしれそしめ大かたしかしかれ
とせしを一つにしたひのこふあしすつかりて東都の御代にいとし
乃法宗皆をせしめ奉りし事なし然し此彼の年なりぬハ少し
あしをみしぬ共へ彼の母は実ことしにあつらそかふとも母の
みさしく西御所に候をとう先のまへきふとのもたりし大帝にも
やまもしのちくみの事はかくめ事をかうし八武家
を殿ふ名やりまもしふこそいかれいふ母なる御の御あられい
のうふおよして三よりはなけかやしかうとハ益するを
おうらくしたらく成人にかして此けまあらしとさいふら
こしのいて世うらのうへきぞれハ宝剣をやことされハ
いまさい器をつくさそうくる事の事をなして三さとをこう
のみ弄しは名所を入ゑろうゆせし云ひふのちうへと嘆する
貫家ともありしまいうらしとをもしよのみるその罪まこてる
の武康孫父とまりふるかきしよすもしから伊ふう幸く宝剣
こらよ民とをりつことうらうして方やまて殺人にとはりてしその徒
からへうはしく暴逆のこのこのうらしとやあすまり大案かれ
させのしいお家の世うらしめられし神代あとも徒とのなを
兆のもいしハ彼の御印をまもれのうぬこそ細まかしめいてなる
のいうえ申せ人ぬのをとを見まひしなるへし上ちうしましハ

かの御まもくし後しきふめうかし此ほまさに君になるへき此の
ろり御目ふみ知をもらぬ代まんにうつかの場一つをかうりして
しこうの、うそうにハくまでにれ御申すれしと宝剣一人の御印
くのうちおかし天下の宝剣の神璽ハ天剣のへの知をもゑ
頭さんハあらハこそあの兆さしハ宝剣の天ヶ下のうなしハ
みこうやや事ハうやそれと是西甲川幕のその
よるとうらのを志りやう兆あまねても、うふふしりれハ先帝の
なりしく譲しぬこれハ当此宝剣の代よ大内三蔵らたうらし
くかりして御のもう一国しくりこうちうみの法みし人も志
あらい代を与へきまう三成の徒あうしての法、ふ将もかう同ふ
乃公まをしめなりさしと光しうえなうすれハ天ヶ下の光
印まやうしとハよふへしの兆よ当時よ大名てまんしハ聖ふへ
のるの都申し此徒事まい、りもし事と西方のいうらしかうすに
らくうらふとしくいうり法しうら上方大坂の方人へとハ
徒さとのうらんしめりしてこれ先甲れ西方都よりて
用ゆく西御所彼人ハ大名の人といはそ三方めさう出きとうを
西御所うちか大名のかりしうへ又しこくきの公民あうるけきもあれ
まもらしへし事へりいし遠みせしさしハかくらふハたの人の心ハ悪
の論をしこそいかれそもし宝剣なを国のうるすと志てしなく
やうく天ほうたうかなせしその徒にふハあかれ大名かなをうしに

まことやゆくと去るなとしてみかつ□の人のみるへきよしゆつりすこし
下いと申すよ世にさかりよし去りしそれを雲の浮田の人を
くしみを如かりしさりしは死の一とまのにあへきりや御俗を考へく
論すへかりしは正則を説くてもし夢のこゝろ語るに人の
ことくにつかれく猶ゆきの化しことの上海ても自家に此を
兮まりしにはかりよしもしそかりてはめくりし浪にくの事く
あいさし申し合せかんるの大坂の家卿りしといふ事ありし
おのこすこれにゆるるかし□れ□正則の男備後守正勝か妻
のこりよみまゐ申しるあり所京正せしに本多まて手れ
此母まさいやりれに去りし人むし秘父浅されし此郡よ去りめいり
入ゆくし宗助と共に此大名の子と共相し名ゆくのるり
将軍家りもの如く申し九年しりてし此方相りかるゆりけり
掃部助伸浅正則を正則か出仕しめ見物家に仕へて置す
此備の藏と聞も一万石 安芸の事年の秋より家の屋敷所
正則今は見えしともに 法川友の能方として 上りたるか
おのか城を出て ありて 山名伊予 入道の

流人となりなりける 京極備前 流罪に除れてしも城
を預かりしか世の 其の れを 出して しりし にもかく
岩のいよ 大名出して 出しまかりて 命に関東の会戦
上方の家中に より 流罪に 及ひしの 備前守
ぬ正則正則か 才として 安芸の 城を 守り給ひし にも
十月大樹 江戸に 多くの 城を 預けて 四十九万石
五月大御所 関東より 隣国を 上り時 正則か所へ 一封の書
状して 告げ合ひの 此日の末 信濃国 高井郡を
加へ附属の 手細りして 四万五千石 書を 給ふ 八月に
れ給ふ 信濃 改易 御 御 信濃国の 高井郡の 川中島の 内にして

なゐ播州牢人高坂九左衛門光政といふものも居りし
と思ひ城中之人々とともに家臣根岸の何か寄り
といふものは正親町殿也正親町の追捕せんとす
何様なりけるかへさかくる所を尋ねて来り給ふ
に大坂冬御陣の時給はりし御褒美の讒をきまし
追却し浪人となり出家を梦掛りける處大坂の軍記
なと何の趣か侍ども知らず時る元和元年五月大坂の
後も浪人の時あり月のまい正親町伴小堀新助の子浪人に中
傍尾とも定めして御かたへ差添御心深の
表からしとはいへとも御の兄正親町かの浪人の由上つ何の

所存はなしかねてまてに書るるに浮を泛して利よ
其後は其身の安状のまそこだりて浪人に書翰
送りとて之方も尚剣の是を守りつれて所々に絶つく
知るとも処々を流浪せられて分くこきけて何毎の地へ参れ
一人も安慰ありぬまへ正親小浪人二人あり
なかわましく候

かとう

肥後熊本城主加藤主計頭清正は尾張国の人なり
太閤の外戚なり清正幼くして父を失ふ 一説に弾正右衛門の四男中村弾右衛門の二男
正の十代の孫にて二歳にして清正の母太閤の母大政所と
道三より尾張御器所の生れにて十二歳にして太閤秀吉公清正清兵衛此の称を給
郡中村にて清正十六歳にて秀吉の御母にかはり仕へしめ郎
母は秀吉の母の従弟にて太閤母大政所にて養はれしが万人の郎
ひしより仕へ秀吉にてお母に長浜にて秀吉の一万石ニ六の書
の母の縁にて三にて知行十五歳より元服し万石十六の右衛門と秀吉の朝
ましし一万石九年○六月関白の四国征伐の数の数をかし
城より出し気に入りしあつて肥後を給て右方下し
ころなれ 慶長五年九月石田の乱に加藤清正は清正
の年甘八年にて四十九歳にてやがて世よ何ゆえ
のことにて太閤十二年にて秀吉かり年甘を十歳にて
後の後のことしたりては一万石のぬ○八二十二歳弟の鬼し

十八年三月伯母の[illegible]御かくしはまうさせ給ふ
今は[illegible]しの六月[illegible]の[illegible]
まゐらせし[illegible]
志津[illegible]の[illegible]七[illegible]の[illegible]
[illegible]一天下[illegible]
[illegible]十二[illegible]の[illegible]
[illegible]
咸陽[illegible]
二人[illegible]
[illegible]の[illegible]天下の[illegible]

[illegible]一[illegible]中[illegible]
文帝の[illegible]
乃[illegible]咸陽[illegible]入[illegible]
[illegible]使[illegible]
[illegible]
[illegible]
咸陽の二十二[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

よ今山の陰に出し給ふとも胡録ばかりへうち
清正ハ秋の中にゆくへうち捨抑ども次第に名をしらるへし
覚ひ或ハ一筋出家と成ハ能々又みゆるの人と書なり
とゞめぬ、しれもしめ舩艘と争ふまよ加藤主計頭清正
小西摂津守行長二人へと先陣と定まる御長家御教
に今に始まりれしも平壌の城を落され朝鮮ハふるう
ゆかれて是儀よりし西にて清正ハ小西とにうけ申さすべき子
なむ稀て太閤の御恵みに斜行長ハうちもち候へ花
ゆ清正か惜しむ之蔵と談て清正とはしやあわれん之蔵
まくへ其比清正と同ましく行長と小西と此今日て清正

来りと依りて太閤歳々ト出家ふまりて清正に詳う
まん也なき先に和州にめしよせらる高麗先年七年清正
太閤に着く御先手の者とも出る加藤主計頭
去りまうの夜半大坂おひ出し也震城内仰天
せりしひまき此くの御先の城中にありける清正
之起つりけしも行き起しく罷り出し入れハ太
閤の御感ゆかしみりくべく清正ハみぬれぬ去を如
和秋に於中つま門きご子七月清正行長ともに又陳
前くを感らしくやえ八月か某坊将かて帰し
藤山の城を築く城普請ありて太閤の御理

楊清寺女林ニ乙宮寺まで万まで万まて戦さ乞ひの刻分
のみは降りまし来りまし　極しるにけはちのみ二十万といふ実ハ
みを二子七百人部合　四万七千八百二十　ちのみを二万七千三百二十六人分船の
六人としてかくとしてもつくし之　信長徳川家康
太田和泉守一千本とかくの御勢ととりてりうあり
防きまうしの事はに三〇二月三百三ちの入りは丈
して家との時をまさに城中のことには有りて
これまでかさまし　蒿山のは徒まらしくし又信長船を
のほりてかいるかれハ大勝と見て
さまし羽柴の軍まてし然りしか気はす、けれとも
前後七ケ年のち軍のにて下もの御陣にかかりし
者もしかし信正一人大坂羽柴のためにうたれ

或は打よ俳うくちくしおのひハ神とかけてまいらす
見えへとの言ハ古き所としかしよりよりけき　神にも前
の先りつ信長の名を称へるのあけてかかへく　殿下の御所の
すの信長を手にし給て難を伐け又羽柴に首に宮名今の御所
宮官年ニしたりとこらふして諸家の軍艦にありの本の城の記
みてく海外とまからめまりあり　萬しく事にふかくて海よりつく
あり玄々しい詠史の人　秘して書らし縁りに修めてその
人事てありりその人縁を信かつくにつけへ才くきけれ
としはじめて信長のあつるつるまかく有の信法の書付にしりさ所も
あて方うりしを双方起しとりくまちの一とよもちに付くとて
言ちしるかちの紀威信玄をおいしふりかけりに罷と行かれハそのうち人
うつりにハ出かとりに　付ほ人に付する人をへかつるて細
寛文の中ころ例の名所にそて水宮の御艦そては其のみしよ
海上風らしるらに吹からくたもなて漂ひけれとかれぬこれ信忠
のみとまかりくしをてしく人ならぬ秘なる名　ぬくなる変よ影くめ
同き三年八月太閤秀吉薨し給ひし其年十月より以て本朝の

守護をしけるにかつてぬことなく新也清正と和睦し
川く部ら清正ともに大名一つよりて石田治部か
備三成をうらみしに細川忠興うらみけれは
三成讒しておのおの私にうらみしかは事たしき
しはよ大⦿の秋細川忠興の中内会家康にうつり
此大坂の宇喜多細川忠興をかたらんとしてうらみけれは時
清正実家康に従ひ条しましく御方の陣よりともしけれは
細川忠興ららことに紀伊まてしく従ひしかは
金吾なりとも立ちて細代々御方へ
しかれとも清田中は佐く清正にかはりて後のことを計り
らく清正は二人とも先まし御方にへきよしいひける⦿世六

清正たしめ山崎に何らつきて細川忠の奥まて行かんとして
といまあるそ先まりしせ上方に宇部らへきよしとりけり
細川忠興しあるにれ清正を討き出せよ九州をうらむへ
しし候ら清正と三成と奥へもうへしと申しけれは
きいいそ代々かわりて細川忠と只今時従来ありけるに黒田長政
のきれ清正は石田三成をうらみけるを細川忠興のいふ
清正細川忠と同しことをつらいしれは秋の利也国へおもむき
しのら清正と組のまこと御まてう⦿の慶長六年さく家康
うらへきよしいは従ひてれくは去りは大阪をうらみし時
清正を大坂に何かり⦿まし元利従ひをうらみ来る宇喜多
しかは清正来し頭新役として中納言輝元へ申し入るる
内府し三成し宇喜多中納言忠三成らうらみしかとうけたまはり
ぬ清実へ和睦の一条にいしかしいつれもも上りて実否を聞
かららとよ内府よりいふく家人ありし上方の大名は皆清正
にうらみし内府大内府かわりしかし人々は清正か弟一人を
まいらせへきよしと申すへき来し輝元の家人よき人とし
宇喜多秀家の結清田中にてもいふまちをさらしかれは清田につき
くけるをさらは清田とそて来しを輝元の家人と毛利秀元か宿
田中卿らかあるへし細京出向しく輝元らかくしと言ふ輝元
らまし和睦へ四丈大名こけのらぬ大和国のまいかりて増田長盛へ到る

かくしかの人の禅定の御ありて禅定はかしこくひとしくそしよふにけんて
事なしこゝろしらしよみなさ太政の御まゑ大臣くさなくきこゆる
あれこゝろるまゝ事なき給ひいかなんのなへ何ともかくてかなれくにし
ゆくもしれたるや沖へまかりゆかへしとこそれこそ入りて帝の御まへ
清盛なりいかはしくあへきしきこゝろしらしなりにあよ太政の
御まへ見られて禅定殿はまめかしい清盛のれこゝ入道太政
かゝんこれそ御まへかくれ御あり給へしけれはそれは清盛は
御事はめへかくれしこく絶なかりて御りにしけくて後まても
かれにさかへ清盛もしめいふ太政まゐらみせんと申ししてうゑて
しかるとてありとも関東へくれるかしかりや清盛かけてまゐる
まかりしこゝ十月はつのころ九月十五日将軍京の花そひ給にし
のちはおほきを申しけんしにまかり平国の将軍かまへ将軍申しけるをうけて給へのちに
将軍やしかしまゐりしてにかくれ清盛将軍を
出かけしまゝ八九月十五日はこゝしよりに 平清盛将軍出家
しかるとある夜関東のいらへをしつゝのとこく八代の御まへ
頼朝もし 二十六日より小雨 御後鎌倉は柳川の御まへよりもかし
こゝ花たえを御覧しゝ宗盛をゆなし平清盛の湯治給にき

こ天下に二度こゝの御ことに仁安の年宝京への御参り給て御なにし
いか将軍ともいふ人すなはちそ給はされしまたなかれ絶海寺に修
いよしかつゝ絶清盛こゝ給ふへ おほかた二十一年と同し 同じき廿五日三月十八日より
太政大臣のまれ上洛給はて太政の入道かゝる絶海寺
清盛の後禅定 四代御紀は平 将軍二人は何もそれ
らまへ章
ふ若も御ゆめ 仁安元年十月は御けをたつのは御へまかりにもなる 清盛はましけ二くの御ちいさき御いもうと
おしいとききこえるは治と流しは平家の御思ひそひなむ
そののいとこは治ぬし こま上り十九の大清盛の御まゝ
ものことし それとし
清盛の女とも 常盤御前の中宮としさらへあめまし文治
家の御まん女とも男御前は御まへへしし 治承

新しく清正とし五十一にて卒す○六月廿四日にて死し
子忠廣幼年にて遺領を継ぎ初め虎藤之助といひしが後肥後
守と称す西国の御内にて加藤七月加藤清
正ハ幼年なれハ国政正しからす八八の子孫
の事を聞召し肥後守ハ幼く家を継し時後世
かの佞臣らにまかせ家臣の讒言にて忠廣と名
の付られし○肥後守家の政事に加藤
寛ハ庸七郎の忠の頭として大坂忠の
の頭と承之也忠廣十二歳の時也
に和かし卒成しのち肥後守の家老の子
共に其処にて清正の家臣ハ九州の太名ハ加藤

うち寄りて是ハ八月(うちハ)加藤も太政の老中寛永
九年八月忠廣を江戸へ召し同九年○二月の諸侯并ニ
御下しの所は評議の上忠廣六月三日より
移られし一万石給之酒井讃岐守の忠廣と御預ケ
忠廣ハ合点も可移よ御とまで忠廣の子孫
出羽庄内へ配流其後死す
ら之之御年と称す○世子光正ハ忠廣の子也
東三十一年如一万石御預ケ
...
の六月ニ至り配所にて死してけり

六九上

出羽守源兼光は鎮守府将軍八幡太郎義家の三男足利式部
大輔義国の孫上総介義兼より六代後胤家兼二男縫殿頭之丞
義顕は嫡流之兄氏也足利系の後胤家にて出羽按察使
ニ補せらる也延文元年八月六日宮上郡より下向して山形
の城に住給ふ子孫当国の守となりて代の孫
義光に至る義光生得にして又義光は武勇にして高名
にして四界を従へて給ひけり武勇逞しき大
将旗幟を立られ今は家の命を相続て陸奥守義光也
さればまみ十二人の子を一人として乞て歳このし揃

坂東道義氏朝臣太守頼氏平代の平家無くしてかくと
頁ぶ／似ぶ　義光義家の弟也新羅三郎これは嫡子たる七歳の時始らにの名
義もしらぬ人は父義家も遠き縁にむかし力出て也しと佐側ごとく
其以来義光は父が家を継ぎて同じ其の後八幡太郎ゆかりの家衛
そ知る目し一河内八幡下向上る鎌倉末の地とし定て
う人元服年大宝寺へ京へ参りて河内三郎と名を
云ひ一しこと　此太宰府ハ世に河内の兎田和泉上野ハ名光あ
いふ刺すに光あるを遠ざ　うちの弟光の亡毫と云ひて常陸甫と
し伝へ　持たる天正六年八月上旬の殺害し男ハ寛氏と云ハれ常陸より
河内三郎ハ　十八年の秋出羽国関東にありし時赤光
坂東道より
宗后神のい泳り　兆加て奥ても都に伏ありて名取ざき

かしき申しかハ平川安けるみ由あるて一め御内府の時な
徳川定而も清○に　乞傷を出しけれハ義光教ひ油寿
ときここへしかハ徳川定の御文河合のおもちにとむらく
正月入るに　川まじと十九○の秋田奥の九戸ら頼正し附徳川定
信夫郡太守としふ刈田伊達大崎葛西二男右衛門尉　まし九戸
とし了るに十七にかけ果して伊達よ家人いまだ人よ
案りも徳川定太名の子息と昌人とゆめし押されハ
頼とる子なる大崎彼男十五にて附実ゑ出羽丸文雅三
年宵之後十七歳にて律守あり　家秋と名乗りとて南
華あつく縁の身後女姪にあかさゝまし九戸ら殺の附家臣

寿次年之始中納言としけるを迎付のあとかたへ
宮上﨟に候ひし行房卿の娘をのほらせ参らせ
とく嵯峨の奥なとに引こもりしを秀政やかて御使にて
なしかひて御覧せしかなりきを文保四年七月晦日の頃
めされし時に義貞の娘を継母として義貞晦日の後にみ
やしはし之ありく家にてしかなふへきにはまた細川左
より御使しけるにたみゆきて義貞の頃を大かた
かしこいなことして此思錦し参らせ給ひしておのつ頃ましけ
其後先年程にかての夜大地かひさせしめ給ひて
何方人の如くにしてにて中宮宮に参上へ大名宮

こゝに閑の御下に池を築かせ義光一人家子東宮に候し
ちまさせ給ひ頭なりしに細川左の御ようなる池なとかゝれは
けりゝ人の名もそなかりし御すかたおはしやのこそ御覧
いかなる直義の従者も義光かくして御名をは宮にて
其ためにへらにして御館にあるにこそ後醍醐
とりつ其後しかく細川左京大夫も参りきさすと仰らる
津まかれしもそこに思しのうは御使之いふ御和の参りて
細川左京とらへて御ひ多く人の名のそなたせさや
のみへし義光ほかに候れはいのの御思ひとてやか
へきさうなくし郎に泥ちれは津殿との名と候

路のくへつきまくわかと申し打てく候しく正しくいへは打かか
として右関東しあらしほ上杉中納言景勝同じく申候
三成ゆへよりしてあるまを涌川のらしせしに手をもんしく
あきまりうしく家康もちの天下を傾け義光を頼みへ
出ましく大坂の陣へ召れ東へ下さまじくゆへ義光家
徒の一族をゆ依とありしくけり同心のすし庄内加の後
上杉ゆるき家康せしこのくしけれは景勝が上洛に
あらしけ候て大主郎ひともあれせの料とし出羽三郡
え傍ら義光にまで御仰ゆへ尊ふ師申から本へられはかたき
皆て涌川よりの家康に退付とあまり山上郡してまし 及ぬく

両国 秋田城之介とも同じく能代の岸和に陣して景勝か先
せめのりんとして上方表へ家康は涌川より返へてせめ
よりけるを之く家康の出馬ありしく小荷駄より景勝も
義光の先之く立まして後よ事細いらへく家康をまし
而義光か陣へせめおとされ最上京の合戦上方の
まけ家しつと出来く景勝が家臣らへ為庄内
こみ返り流く兵数百八十余人そ切て首級の数を
降し庄内の城とおとされ明れは六年七月景勝
川よりの降しのち義光しく酒田の城をとりて返の
しふ宇の名あへくさけるかざれ義光二男

大僧都寛朝とまうしけるは、かの御子の御節会に宮内卿
仙洞の院としるしかへりあらは 元二十四年乃光 五十二年と云 宮内卿兼忠少将
ふたりこそ侍従殿上はの御子 兼光は伊勢の守の男
修理大夫藤原二男頼高家親二男清房大膳大夫兼盛
男山城守右衛門佐兼光藤原の兼光藤原
父子いひとれては侍りける兼家忠こそすくなくこそ
このきこゆ 兼家は伊勢のうちにはこの家の御すへまてはやう江こそ
されは之兼上はさまに世上に御子は御伯父の君たちのみなる太閤
のかく少美なり宮内上殿子のむかしは兼光兼家父子のうちの君たちし
蔵をおもひよりてやまれ兼家のうちの君たちにてまて守にはそれ
にもうつりやまいかいはいはつしさらにこそしやめへのちはなれけれ
ひとしきこえ侍りの男は年ころ宮内卿候の人々あまたは出しとおほえ
人々ゆへ御のふへきりやうらんしけれは兼家もさしこれかうかへて
おもしめしなるまう光へまりし兼光もましい兼家侍りし

かくきこゆるこそ若うとのあかりし頃よ父子の君たちにむつましきまし
うしなひまつり付藤原光のもとしいふ一通流のちかうかうて公忠の供
とて内の少将とたいむしとてあやまちて刀のぬけくみやうに前にみなれは
ありしを兼光子若うよのありて兼家君をとうしみかへの兼家の
孫の子勘き候り書をかしてさくへてとうとめ 兼方のさや庭
にもかのしめかゆうへいうらんかつきまや若うせうまうしき
わたあさしとやりれは兼光太子いはうしのかのうち面を帯まへれ
語の光をみくなのそこ祈として父子のうちのまやしてのやうけ
しはうもあへくまうす兼光関白子新しきいてうにきそ太御所やうれは
大なからうやうひなくれんとの事候は父母の御事あるへくるなとされ
ゆうへかれそれよまゆゆへうしうれきおりしてる父を恨し思死しうんし
さうかえそみはよまへかうちかしはうのかうよまうんへきゆへうかいまれ
事いかのあらしいろもかくれるのあれぬへき御へ兼のすいやうしかきを
まきるかちくれ多くてさい西をはうれ侍子侍りうのあるくへいまち
やくしの御はからのさうのしんへきふへ我のつしいして位あやかし語ふのき
親しく後と頼くしやうにおかへりとけ多にたりにたいしてに宮かへ兼光
やくえんもあかりしたれいかふへいふも芳の原へきよりて位を兼光やそ
おもはかりへ藤原の語よ俊のてしそ宮とにしかりしよ大御所うをそ
親しかりの君ころうちのもかしぬとかれんおよいまの親しきもののやうかつらはうと
きかのあうのかたう宮中のまかそ家書へき基をたつへいてそのなやこまさうる侍り

人よし父ゟ弟をとらせ申さるゝ[illegible]家老さしつかはし好のことく如し
との仰有りぬいかさま[illegible]前田大学殿出て被
仰候[illegible]前田申[illegible]
[illegible]前田の殿[illegible]閣[illegible]
殿[illegible]前田[illegible]
[illegible]
[illegible]
勝の[illegible]
やしか[illegible]大きさ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]一族
[illegible]
[illegible]
[illegible]前田[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]

又加賀中納言利常の家にめされ三万石[illegible]
に被召利常の[illegible]
られハ[illegible]
[illegible]二万石[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一族[illegible]
[illegible]一族[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]○又其上[illegible]
[illegible]
[illegible]大坂[illegible]京[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]京[illegible]一族[illegible]
[illegible]一族[illegible]

ましも夫しるおつにこ伴ふよのかへ合せしかとらふへてこと
くに誅し以て大坂より下るとて候に其とも
下人とも合せ御家をとらしゆひ師とも共ひしとて候もこし大蔵卿
後さらんとも其こしハ大蔵大輔ハ其母にもちいてくりしり
○若ありし家上伴よハ孫光卒去ありけれハ甲斐ハ猶
何ともなく代々ゆ誅せられしく大坂のりとの事なりしとおろり
訖して後より誅せられ事とのちに世子傳つ傳へて八郎光里是
誅しくもありハ後より事も誅せられしとよ不寓
かくて孫光齢五そてにかふさこ慶長十八年の夏のはし
めつ此例なれハ死去へ紀の国とつきぬとよしけれハ家臣の
其体名ゆき見えて九月始すもうくにふとらりて
頼宣にて年なぬ大坂よ高志の御事紀國のし裏
は京ふからつよ入道せられて年は世なくこし
めしつ祥しの野よのおもして御家ハ冨京もしもりく嵯峨
中りれハ将軍家へ御出ありへくつくさまりし何ほと斗ほ
おまはさりて今ハ家ひおハしまさしくも稲の床よううら
かりし御事慶長十九年三月十八日六十九才まて
卒しに男頼宣家秋家を任し大坂の冬陣りし六ハ
冨京を落よりて御旅より出あへり家康社も元和二
年六月に卒去りし卒後より頼宣家督
十二なりしかは常なとさしおかれ入京取傳しりて手にて
やかてけれハ同き八年七月に紀よりおさされて元和と
の中ゆしく合せく出殿の地を領せしめ頼宣は家紀を
下人とも頼ひしに陰さしも頼の大夫子御を出て御
さふら入楠安甲城守の家に入て酒宴のありて夜よかハ紀州のおく頼子
卒しぬ二年八おもしろ餓延御事中楠安とも申とありも頼宣の弟山地辺右衛門也

ゝ父の為人みしるをこそりしてゆしくして家紋よ毒やよくめしゝいゝしゆ陰
やしおりいわ松浦修理亮と不破同名よまいりて十兵衛とうまい内みか内のみ
つくしゝかわりしにうかれさらうなりしさまれハ松浦家ハ籠城よ流されて柳川の立花
左近將監ゝ頼りしたりなるこの徳川原田宗西津勘兵衛以後を頼て岩畫に為
しき家の為九人組を一ツよなりしに浪中ハ御修理をさく候して伊賀之守近
左ゝ黄鍾近衛門ゝ二人やりけれ今ハ俗下されし今のからし頃に住て
往々黒まゝもいきゆうもしと付へともすいゝ後ゝ人の知やくそりしゝるよ此
へくうれ為ゝんけよむく八いゝてこさ罪をのうふへきなさらに二人ゝ家許く
八平やや又の理を訪く安仰おうを仲やへしゝえやりゝお年家松也を
ゆるかり之上の儀としゝふいは陰が出羽御はよきしりて本国才への出
たて為ゝふふ義修理亮御前をしゝ家人ホまゝ間便ちうれハいくて此をちゝへ
き為修成ちりなんとハ為りしゝゆゑてすゝへしして家臣にゝ移され
なりゝ又一説子そるゝ浪田薄所又はるゝなるも時鍾近衛門ゝ二人こつきて
容まそんふ八浦田又修ハ天地急しゝてまし然りしられハ家つ屋敷
無ゝよ何しそ放出ねさ義光ゝ子世よ諸ゝ如山禰 左ゝ黄ゝ子之一人之頭光
ハ仰切もかゝまもふハさし人よハ彼者義ゝとゝろゝ為つもくくいしもやゆとゆれハ
浦田兼康いまいは同都れにまにゝ鍾近衛門へ給ょ寄るうれ山本近又
これよおおしゝこはの説ハ論しうれあの説のこ漏へし
こゝは御修理亮少将よかゝし疾く安永八年八月九日ゝもしし

二年しこの刑部氏郷ふつゝ二丈なれハ高原氏文蔵ゟ
井伊掃部頭殿吉春内蔵之助 是を写し勢ゆ寄人玉と見く御修理の真貫ハけ
かし西原氏此書を返したてまつ候ゝ所をそしてゐれハさ宗は書かんまる
御修理の取もし物と只懸ゝ為ゝへもまこ河東ゝ為ゝへもの為こうきゝてく
ゆうへしと おゆしらも たへの他ゝのうてゐ申出御修候に公

塚尾

常カニ言語者諸ハ御名浦任よハこゝ諸氏と云々せり
武人のいろ生京氏とよみ丸なる
清瀬の伝人中務ハ御師名名男之者人諸人元瀬生上野従六人の内として
以歌ハ事の知行を者諸帯名ハ猿丸大夫の三十六人の歌仙
の一帯しけまつ紀つらゆき彼是一つとありまけ今昔まこ
とゆる本よりは明るり宗家の歌とさるべ中歌とり
うらみられし也猿丸太夫一人なりしと知りて歌の道ニ
むかしさ一持より作文時代に至而之と大方ならさる
しみうす木の実を好みしなれはいと世をやうすまれハ我意のまゝ
すいまゝに有まさるあやしきかと思へるに候便にて申かほ相ハ

夕アの二ろ名々にかゝ死し□□て□□□人□□□□□□
十七日の夜に□□取つけて三條河原にて秀次卿の御子達[illegible]
御前衆見されて地て秀次の子に附けるか　此時関白殿の妾[illegible]百余人[illegible]
御女房衆三十余人を[illegible]○[illegible]の[illegible]
小姓は若殿とまのの[illegible]人の[illegible]世に[illegible]
知[illegible]き[illegible]若殿[illegible]秀次[illegible]
[illegible]秀次の[illegible]よく[illegible]の[illegible]
一諸侯山の[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]秀次[illegible]
[illegible]して[illegible]秀次[illegible]
[illegible]人[illegible]御[illegible]秀次[illegible]
[illegible]秀次の[illegible]秀次[illegible]
[illegible]秀次[illegible]
[illegible]関白[illegible]秀次の[illegible]御[illegible]
[illegible]の[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]秀次[illegible]

[illegible]太小の[illegible]
[illegible]十年[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]世[illegible]二十[illegible]○秀吉
[illegible]の[illegible]二十[illegible]
[illegible]二[illegible]日[illegible]○[illegible]月[illegible]
[illegible]七月[illegible]の[illegible]八月十八日の秋[illegible]
[illegible]
[illegible]人の[illegible]前田玄以[illegible]増田長盛[illegible]秀次[illegible]
石田三成　長束正家[illegible]
[illegible]の[illegible]五人[illegible]天下の政を[illegible]

文禄二年天下に政令ありて後は徳川家康前田利家浮田秀家毛利輝元
小早川隆景[illegible]五人の大名[illegible]つかれと
[illegible]太閤薨し[illegible]大坂の[illegible]徳川家
[illegible]五奉行と称し[illegible]世[illegible]
[illegible]大臣[illegible]
[illegible]
[illegible]内府[illegible]備前[illegible]
[illegible]太閤薨し[illegible]年七月[illegible]
中納言[illegible]撰[illegible]
天下の政務[illegible]五人の大名[illegible]
[illegible]
や[illegible]中納言[illegible]太閤
[illegible]太閤の[illegible]
[illegible]

こ世[illegible]
[illegible]薨し[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
大坂の[illegible]利家[illegible]太閤薨し[illegible]
大坂の[illegible]徳川殿[illegible]
石田[illegible]徳川殿の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]石田[illegible]

事成ぬへくは法印ゟ天下のことをまかせ給ふべし
助[illegible]かなひて事なきをむねとすべし[illegible]
と云[illegible]慶長五年二月吉晴家督を譲りて越前府中の城を吉
晴にたまふ（忠氏の知行くらへて 此外合て十八万石なり）此年の夏法印会津の
上杉退治のため御発向ありけれは吉晴も出陣の[illegible]
早く御前の[illegible]浜松の城に御着 六月廿三日浜松に
至らせ給ひ[illegible]の御饗応 吉晴をはじめ[illegible]御前よ
申されて子息信濃守忠氏を[illegible]せらる（これ信濃守忠氏吉晴の[illegible]）
[illegible]伝[illegible]
[illegible]
一説[illegible]吉晴[illegible]
御前[illegible]
吉晴は浜松の城を出て御前に[illegible]
七月十九日の夕参河の国池鯉鮒にて[illegible]

よ法水野和泉守忠重刈屋の城より出向て
旅の労を加々井弥八郎秀望来り饗応して給
秀望はかりて忠重をさして倒し吉晴にもさしかゝる秀望
ふしみけるかまへ[illegible]水野が郎等[illegible]
起[illegible]のをまちて吉晴刀ぬき合せて
入吉晴か[illegible]七ヶ所きられ[illegible]
[illegible]の一[illegible]
大庭[illegible]水野か郎等[illegible]長刀[illegible]
し[illegible]のかたりにころし[illegible]
吉晴の供一人（[illegible]伝[illegible]）[illegible]吉晴をたすけ

かのしるしを見分て書まはせし板戸求ておゐ
しろきのめけて中に吉勝所不らしむらひ和泉守福島
神も後備の者まてしりて信州のぬところ迄て淺雲
の城まこそ帰りこみれたるかの原に入れて未た落加賀井
平村ほとりにて二人あ秋の中より見て信濃守は法川名島備前守殊にて孫八郎
まこころしまいりきたるめかの法川名のに作りて加賀井の守
かくて二人の中ふ入れかし升は吉勝の中江あり来島はの使の
ふれは大将の帰りもぬる見えも法の入り內にて乙てゐる
むかふ人を捨て参の人々まもる人に吉勝の柄し以ての
宗のとぬしく吉勝にかく吉勝も此もろかりしきぬもの前
人と此ここにかれ和泉守をもいは法川名か吉こときて人々それ
ろの人々はれそこ加加井以のあるを見るて吉勝今青池紀伊
の前ましてたそあるの人はいたうも見人してころつれて平助し
あれい此作名のうれ音吉勝の人とやしもしいちは此作名の人竹林
ことをすさ見し小者の事にかうふ軍の中よく又加後へかくと
ゑし御法本多がに吹くかか加井の所為とは知くりくとえ佐ふ

かかへ井 関東よ 使よりしるをましるを 此附吉勝の男信濃守殿は中
事にて定めてかことも 所家
泊りまかふたるくに数の多のかほろしめ小山の陣よ乾郷
あまりて和泉守名吉勝りかめまこうれかたらぬと此め
法川名又の頭をのしいさ又は陣には数多の陣本吉
よ中洲の名又此もた手し吉勝此子寄す数さに寄せ入りきよ
あかいさ人々御かのめくかくちと後宇にかめて二つ
ねなゝきこゑのよ候しめ⊙又めしいでゆ家にわかつえこよる
此のすゝして人のかいしよかほせ⊙て事の祝津はしら中村主
の人のかゝしましし込つ入れし半を者人走しあくり
信濃守大氏此よしきと候ゝ父くらかすふいひりし上方

ましう宰相ぬしきこえて東照宮の合戦の後〓としく小山の陣
陣より返されて宰相定ありしは海道の大名の城に兵粮
くだしく佐川又はさくはりしまいらせしに黄京黒
の城より〓つゐでに信濃の忠氏〓〓しらせし廿六歳
さる〓任ぜらるへしとて〓〓は〓て忠氏生涯の〓〓同しく海
山内対馬守〓〓〓
ぞして〓〓に〓るして家康の〓〓〓〓て後陰〓〓子
御〓〓〓〓〓同年三月生〓〓〓〓〓〓〓〓〓 二十三歳
吉晴の〓〓の〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓 〓〓
従〓〓〓 松江の城は吉晴 御〓〓〓〓忠氏〓〓〓〓て出雲守に任し
同年九年八月四日 廿七歳にして〓〓〓〓〓〓〓〓〓

年ありて卒す二十六歳 父は忠吉 祖父吉晴に〓〓〓〓〓〓
忠氏八年〓国相模〓給はし年積く二十九にて卒去す〓六月
十七日〓〓〓小笠原 廿年八十四歳 〓年三月元服の時
〓〓〓〓の〓〓の〓〓従四位下に叙し山城守に任ぜ
られ十九年の冬〓〓〓〓〓大坂の陣に〓〓〓歌〓住吉の
〓〓〓〓〓上坂の〓〓〓〓〓〓〓〓 元和〓年十六
歳上坂と〓之〓〓〓て〓〓〓〓〓〓〓〓〓
〓〓〓〓〓て〓〓〓〓 三十寛永三年八月〓〓従五
〓〓〓〓十〓年九月〓〓二十〓歳〓〓〓〓〓
〓〓〓〓家絶ぬ

田中

兵部大輔橘吉政ハ はしめハ吉政といひしか 初名宗政 長政とも 父ハ重政 男なり
國ハ近江の人にて浅井の郷田中と云所に生れしかハ田中と称す 吉政
はしめ久しく宮部善祥坊に属し 後秀次関白殿の
三好五しやしより 仕へて後 田中か名の聞へあり
の城を領し 二万石 秀次関白滅亡の後も其まゝ大守なりの杖
三河の岡崎の城を給り 三十万石をかへて 一段と天守をかへて 其後西尾の城にうつり 筑後一国の太守となり 三十万石
こうくち うしむと云 文禄之始に岡崎の城主となり 其後天下の御為に
かいつけし兵さしもちて攻めけるに ぬいてまし
のこ女かり 首を長政 討て 雲ていさゝか名をとゝめ いとも花

将軍の此河従の事によりて[illegible]別れこそ出されれ
[illegible]太閤の[illegible]かり[illegible]ことくに
[illegible]秀政計[illegible]太閤の[illegible]恵に[illegible]寺の[illegible]
徳川氏上杉中納言追付の[illegible]御為あり[illegible]秀政も[illegible]
[illegible]上方[illegible]秀政[illegible]
海[illegible]の[illegible] 秀政[illegible]武ア[illegible]長[illegible]
して江戸の城[illegible]
[illegible]長[illegible]
秀政[illegible]池田[illegible]
[illegible]竹村[illegible]
[illegible]
[illegible]
これを徳川氏[illegible]
[illegible]田中[illegible]

江戸の[illegible]仕和山の[illegible]
又石田[illegible]十月[illegible]
[illegible]二十三[illegible]叙し[illegible]
[illegible]大臣[illegible]
[illegible]
[illegible]民部[illegible]二人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]二十[illegible]
[illegible]
十二人[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]松平[illegible]

乃ハ外様ニ非すしても大坂代宮部氏附庸之家也
宮部ハしに浅野ても有る所を和しても一門ニ列して
ことらるゝ事れ大坂御方の家臣て浅野幸長ハ家人と
称する二万石を与へこれを寵愛なされける
紀伊国宮部氏二男にして大坂よりの御使宮部とゝ主殿又浅野家より
浅野か浅野家ニ従ハ一門を与へ其後左衛門大夫ニ
大坂方の衆と浅野家よりハ能登守太閤ニ仕へ
浅野か浅野家ニ従ハ大坂方ニ組して家の名字をハ
いかゝ申にやその外の名をハ名乗らるゝ事ハ
かしこきの事ともとされいふへき也

中村　後徇
　　　松平

従四位下式部少輔一氏ノ男也 一氏父孫平二
一氏ハ年比より仕て太閤ニ仕ヘ始和泉岸和田
の城を守りし天正十三年一氏近江水口ニ在りて相模へよりかハり
しとらハ始めし兼ぬる劔禁妃の代よりも
かけ見えし剣崇池あやまりてかしまし 椿まさに付らハ孫平氏一族の
しるしん太閤他ホ子十三年去れ来ちかふかゝれ此の中村ハ一氏流の
天正十八年七月遠江浜松の城より移り一氏一生の二万石多
中村ハ当国大守小牧のことて付山中の城を守
たち國にハ城をたてみなゝし要所の内本丸より熊野の
貴もしく駿河府中と称す城のは広く城主にて今も
残る所一営ハ御入城ハ沼津の城をとゝむ　一氏十四万二千二百石
不一栄すこ万不分

さきに門より徳川家実家より移りて猶ひとつえ正しく
こそ候べきを猶も何ぬかなりけり一氏ともに殊にていかにとかいはゞ
関東の事を何の沙汰にかゝはらせ給はでいつの間にさうらひて
申せしとこそ聞えけれされば徳川家をかくそれの御事
何とも御沙汰ども御座なく候ひ一氏も候べくは猶あるまじくして
隠居の事どもと為せん石田是非しかるべし其の七月中旬の
頃より天下の政務を行はんと思ひ立ちけるに大坂にて行
人徳川家へしかる事にて候へとてさるほどに一氏家の
薮内正伸と徳川家へ参りて一氏くりぬ故に石田家の作
にて前々関東にて仕へしかば神君御せりてしれ公へ参ぬ家作

の文にきこゆ何はいさこそ家来を御わびしぬは何ゆへにて先に命じて
恐れ候はゞ手紙をとゞけ給はずまいつ一氏にて候ひ
く由あるいはとけなし貴き神君に嘆きてあり伊へ
一氏の方々踏むかありて思はんとも恐ある
ところあるべしかくて一族前後をよはり前々御
今はとにかくかゝる事のかつ前の一氏にかくて在方へ
おしへ何かにて一旦御家来へしかれども此所徳川家
石田三成の申しつ治部にて年来のいやき
しくらかさいつまいつともみなのこれへき今まで
前の事と候ひ一氏ともに事へちきゝへ一氏大に悦ひ

く口御の菜としはるよあかもの東は侍しかとに筆硯よ手
きぬゑあその夜細川忠上杉中納言に進せあるへくて其
ありしをし附一向宗にて此病の床より[illegible]
細川忠興より村御前細川玉子といふ丈夫病に[illegible]
よ是一宗よ[illegible]刀と[illegible]六月十五日[illegible]
とも云ふ人横田内膳といふものを[illegible]の居館にて[illegible]
しかるを[illegible]の[illegible]にて[illegible]一向宗[illegible]
よ[illegible]て此[illegible]
つ[illegible]今日一宗よ[illegible]
おしとし[illegible]若しけるに[illegible]筆[illegible]

よ[illegible] 山城郡村大藪小倉三人の一族[illegible]
ぬ今日[illegible]一宗[illegible]の[illegible]
[illegible]連て[illegible]一氏[illegible]
[illegible]上方の[illegible]一宗之[illegible]
く大坂の城[illegible]関ヶ原の合戦[illegible]
の[illegible]十月一氏[illegible]十一[illegible]国[illegible]
[illegible]之父[illegible]
大[illegible]の[illegible]の事
[illegible]松平[illegible]大[illegible]
御[illegible] 松平[illegible]の[illegible]十[illegible]の

に年の冬當の冬横田内膳か為に讒訴の告をうけ
たゝ命して召寄米子の城にありて
彼ときに横田はさしまゐりて主君の前に参る
ところを横田を小脇にさしとゝめて
討たれけりかくて一忠は家老横田を
安井清右衛門天野宗杷にかたらはれて横田
嫡男主馬助は父か仇を討へしとて城にこもる
人横田かくみするものともあまた一所に集りて家
のこりし隣国の伯耆大名とも城尾張守
かの城の一族ともに城中にて討死の者

人ことに命をすてんとおもひけれは寄手も志新て
おもて柳生五郎右衛門 但馬守宗矩か舎兄 知縁によりて城に籠りけるか
うしろさまにかゝりて安井清右衛門
かゝるほとに城中の者も討れ
味方に火をかけて後腹切て死す大将下知をなす
寄手もこれを見て安井を討とらんと
のほりてはせ向ひ安井か道家は深手を負
彼者とも大将に降参して横田討れし
しけるに一とせしたかひけるに
かくて別の家に住

例よ君にも用ゐられ 播因ならぬよし かしこさへくり
此のちた一冥よりまた 江戸に居をかまへけれは 再の名
に籠居しり 敵なれのとめされて 西郡不足うけ
けり 元和七年四月十日七十七歳にて世をさりし 其
あとけさは家絶へり

筒井

伊賀守定次は 原之次は大和国守護筒井順覚三房順慶の
養也 初は筑後の慈明の子にして 幼少より筒井家の国郡
其後のちに伊賀の君に封しられて 八当主の
名を顕しけり 定次世子は筒井伊賀守十六歳にて宗長の
の弟にて 大和の京のとけしこ 宗名に三房順慶と世し
中吉ににて元和にて 名を廃し花も仕へ 天正二年 其外に 此の家也
次は嫡しの順慶天文 十九年に死に 元和元年家のとけし
其の大功は 順慶七年三月死去し 順
慶は七十二歳 六郎とせしは 天文順慶の一にて名を残し 一説には
は国人の望しとなりし 筒井の出自にて 其の名も在して 順れ
く八年十一月十一日 六郎筒井の城をとりて布施の館に入て死せ

を天文十八年の比より信貴城にすみ此年十二月まで多門の城を
やめられまで中へとまでらへ人しれ名をきゝ三好が縁に付て依政の世にかけしハ十年十月十日のまで也
元亀三年八月信長の朝に順慶縁にて松永と和睦をとげ
津田十二日に公方の一族所従身しられとおもふよしありて百姓をまで
七月順慶は織田氏の旗下に属す此年三月松永が子の
好氏兵庫文武継これより信長多門の城を精致同心
十二月十日多門國文[?]多門の城をまさに降参といへども此時二月十日の義昭の
ま織田氏よりも信長やよて召しとらるて多聞城に陪す
頭筒井國を請しる天文筒井雲永まし戦ふに及べり此年此天正と
改之 天正三年三月順慶國へ入しいくしる上洛して信長に見えし

同年七月公儀をまいらせ二年まで織田家の出せを退て
宝此年五月信長二回よむしろ武田四郎と戦
しける所へ加賀都にて鉄砲のこと 此年七月信長首[?]
信長多門の城に従松永ら此年八月公方大坂の城をせめ
天正五年に流浪し急心再[?]し信長城より[?]信長誅し
信長へあまて高徳いれさしいくく右衛佐信長へ仕えして
やしいとけおしみた二人のそのあい信長公へ付ての大
松永弾正て松永の城に寄せ候て明智十兵衛していける
方と筒井と順慶信一人として明智光秀の出陣
しけ松永が寄るに信長入寛見の縁を寄れし室に

松永弾正を招き寄せてたゝかひあり、そのゝちいくさに及ぶ
いかで三好代々の主君の仇をはらさんと思ひしに、筒井順慶と通じ
極めし松永弾正が仕方をにくみ、大坂の城に押寄せ、信長公に背き
去る永禄十年、筒井と東大寺にて合戦して大仏殿に火をかけ
焼失の加勢に出でんとせしを、信長公より佐久間[illegible]
松永とさし向ひ信貴の城に立籠りしを、信長公より攻めさせ給ふ
同年十月十日の卯の刻、一同に攻めかゝり、城中の者ども
防戦しけれども城中より火起り、筒井が軍勢二千人にて
火を切りかけ、松永父子は内外のなすべき様なくして腹切りて
果てぬ
[illegible]

[illegible]八年八月信長公の命として郡山の城に移る
國中の城を皆破却して、十二月大和の国を筒井
に宛行はる、順慶やがて入部して郡山辰巳の方に新たに
城を築き、順慶は信長公に従ひ[illegible]九年九月
伊賀の国の戦に従ひ、十一年三月国中の寺社[illegible]
信長公[illegible]
[illegible]六月二日京都にて[illegible]
[illegible]
[illegible]九条[illegible]
[illegible]井戸[illegible]

摂津播磨の多勢を[illegible]光秀

筒井ハ光秀か[illegible]とも[illegible]使を[illegible]上京[illegible]

[illegible]一揆の[illegible]

羽柴筑前守秀吉の許に[illegible]村井[illegible]

人と[illegible]京に[illegible]

天正十年[illegible]山崎の合戦[illegible]

の陣に[illegible]秀吉[illegible]

[illegible]筒井[illegible]

伊勢尾張の戦に[illegible]

[illegible]十四日[illegible]

天正十二年四月長湫の戦に[illegible]

[illegible]て戦[illegible]して死す年二十六[illegible]

子の四郎[illegible]

[illegible]天正十二年六月[illegible]尾州長湫の城[illegible]八月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十二月[illegible]

[illegible]

中納言家持返歌のかはり安倍川となづけし所定次妻子
物上方の宮まで訪ぬと述べて安倍川の伊賀守で知行
に池山家吟じ外上方の多賀大坂を立てまた伊賀守は
坂へ入りて宮次はまた一足で次しを見て実子の多賀にあらそれ
老母の遺をさけられ宮次は旅ゆきし此由を述べ主馬豊前
きもありしが宮まじりしが此上を忘れ仁御入道を論じ
して母の作りを一次なりって其年の秋をもおもし赤坂
に住まれ其家の先かけしての多賀をよろしく
此年十一月安倍川急より下風を誘ひし其後は安くなりて仕え
出し風を日とて○十二月末の人中将見泊まで春秋のまあ

ありつゝ居りし宮次は送狭の生涯に暮れ居しが、あつてこゝを
見て実家に先じいまし也つて心風きへども怪しも消井数十
代の家にけするまで続きけり　仕へ近く上り登りも宮次は長く生まれ○八月に切
宮次はつる子に従来わかと替ひ其山中に至る　続てゝ見のよしきこえかゝり剣形花に見えしよい
てをもどる、直をられと云ひけし　不入り庵の御のみにて所々となりしかれど太露
ますをくし　中将が来ることを見よしく宮次の見かけしで所中
見え居りし年二十あまり中将見深く伊人にてこゝろされぬ宮次は坂東山中と
いしよりのうちにしのち伊賀守りの九兄もなら年に居る
たまたまされて中将が下りて来り人に居りし　荻ならて参りて物語して中将も
見るに入りて山中は中将が子とて語りて参る　もりの伝へ仕業も何ら
りん花須ちらでとこまでまゐりておもし此中将が家は是ぞつてきて見えた
てこし分いなく人の中将をこなたはなる○消井を為中に此宮に
子く　伊賀守宮次の家に云ひし　のち消井は一族や何もして○宮服
に此宮よりの様子で　ちなみ家をも是より当所大和守をはじめこれやうてに参り
て来たれ山家類　旧主人の此を頼り　作法などしたれば物語の後に二十六
人所して新山の跡となりて其和主○に同じ大坂の名をかたり言ふ
時若尾布施薪水神井上等を始めとして当国の浪人どもは大坂の

城を抛て其子……ニ……代まで……の安房の……
二子の家臣と……して……九……
み……の……二……
臣……
……
……
商人……
……
……
しに……宮……

里見

安房守源義実ハ清和源氏義家の三男式部大輔義国
の嫡男新田大炊助義重の二男里見太郎義俊十代の孫
也義実ハ……刑部少輔家基結城中務大輔
氏朝に与して……安房二人の……
……結城の城にて……
しのびて三浦……
年嘉吉元年四月結城の城……
……三浦……
の……安房……

佞人神余か家宰山下といふもの主を弑して神余の地を
押領す同じ時の佞人安西麻呂にて山下と相はかりしけ安西
また謀計にあり又安西東條か加勢して麻呂を謀す
うつしけり其後山下か領地は皆子ゝとして安西と共に
くらの仇討をして謀て定包か首をはね安房一国を取義実
大将として討て安西か館をせめしかれ安西か
安西は討死して其後かくれて妻子を捕(?)とも
偉人とかゝる其つゝ義実安西を安房の東條と共に
安西の安房国を一統して安房国の領主となる
信しむ義実七十三歳文明十四月七日卒去○抱えし所の世子
傳に下ハ義実をしめ安房国の安西を下の所ゝ安房をあつ

神余丸東條をうちたいらけて安西のうちに義実にはかりしと也よりて
大よいうは安西をうちかし安房の主となれまことに明応の事のうち
明応は六年上総の丸か上総介となる所あり義実と全くことに
大よあやまりの明応の事と義実死せし年より九年の後なり
二子刑部大輔成義上総の国の策略してまた萩生の城に
籠し国人をうちとりて又兄に安房上総両国の主となり
二子は上総介に成て義通上総は富田の城に在て義通の弟也
附 永正十五年二十七歳 二十八歳にして卒は三 二子男子ある家督は子人々主と成し
八歳なり父に代りて国の主となり今は下の小路実
堯に成と也安房を領けるに安房は相模の城に
定めて後内はの嫡子刑部大輔義堯を不ひとしてみなあ(?)ぬて
不備にやよりしかし小弓御所と共に義堯して上総に

久留里の城をうばひ右衛門尉成人のゝち上総へうつりしとも
此之氏家臣たのみて天文二年七月廿二日稲村の城を
諸ひして実尭をうつ 実尭ハ実堯中し付廿二日 右京亮八郎退し同年之月に降し 実堯の男
義堯是を知りて義尭とて 一騎にて降れけるを留て 里見稲村
の城を攻落し上総を得しかれ上総をとりしたりの所領
のいんに古河の公方義氏の門をうけ 七ヶ国大半を領して
正木右京亮上総と房総の諸勢をうけ上総の所領をうけ領して
うちまかし御堂を請しく 義弘かりて上総にれしが
さまに小弓を 義弘より付きて 小田原北条も武蔵
相模の地をこうらさく 武蔵の国は総州の領主ハ 不にしと云 子息
正木弥太郎義時 家臣とも 中の城を領とし
清して名田里の城主となり 天正六月下旬 右京亮成
の家臣に属し 上総の家中にて
治ル 上総にて 天文二年 西上総之両の地を押領して小弓の国主
経路ニ年の上総にて 三ヶ国に和睦して
此外 正木大膳亮七千の兵を付けて上総の国にかねて同志也
年正月 武蔵国岩槻の住人太田美濃守資正と戦をして
二万余騎をもて佐倉より出して小弓氏康に渡せて
義弘初度の軍ニ小弓をとられ 義弘ハ 上総へ落て
清をまもりて佐久間十七人まで討死し 義弘ハ 大多喜へ帰って
義弘父子ふたりと共に推参して 植付村城の旨

かくて又五年ありしがさてありて義弘とかくの事はなりけり年
北條氏政人質にさし出して後は和睦なしつゐに
此比より上総国あり安房国北條との和睦を
十年許り義弘としく久留里の城に入ける
されば宮崎氏義弘の家臣等たれか又とて大将とせん
ぬしいまだ幼ければ未だ下総の城に置き雖も猶うかがひ
の事あまりかこちにくし又上総国池和田の城におもむきそれを攻
義弘今年[illegible]仕二人ありしが上総のうち一宮を築きてまさ
小田原北條と和[illegible]武蔵国相模の地を取りて今は十九年
弓矢を取るかわり佐貫の城主たり大将として三浦の地をも攻めける

明る八十年北條左衛門六郎家督つけて上総国にはふ
義弘ありしかど病ありて死にたり安房国嫡子として義頼
百首を詠めり天正六年義弘小條常に[illegible]の明る六
年の五月義弘卒す嫡子左京義頼安房の国二男梅王丸
上総の国などより左京義頼又死して後のち上総は佐貫
の城を譲り梅王丸に与へて梅王丸は[illegible]左京大夫に訓けしく
上総国とあらそひ安房国宮本の城より[illegible]二天正九年里見
北條と和睦して天正十二年にいたりて安房
上総をもちて大多喜佐貫の城などあり根津[illegible]
[illegible]の城をとりて安房[illegible]

い義弘世を去りしかば義康父子と氏直と城を攻め
ける天正十八年北条ぞ亡ひ給ひし後上総はことごとく徳
川家のものとなりて久しく関東の地のことごとく 義康は安房の国の城を守り
ありけれど義康の要害なりし館山の城に住み給ひ
くまで攻めければ城中の者ども戦ひて[illegible]
康の子に割し下さりけれ義康 又[illegible]とりて安房の国を
全く給はりけり八年の春[illegible]里見忠義
ありしかば天下の[illegible]にて伯耆の倉吉に流され
けるに[illegible]しかども[illegible]にて[illegible]
返さんとしけれど義康城より[illegible]

戦ひてしばしば[illegible]ぬ此年北条氏は滅亡し義康は
[illegible]事なく上総の地を[illegible]給はりけれ
ば安房の国に[illegible]して[illegible]の所領
なるを[illegible]して[illegible]安房
の国の[illegible]の[illegible]
上総の[illegible]
康は[illegible]
戦[illegible]上[illegible]
参りて[illegible]康[illegible]
の氏康と[illegible]十月十六日[illegible]し長男[illegible]九[illegible]

同年○十一月廿六日宗家の御前にして元服し安房守に任せられ辞せ
御いみ名の一字を給はり従五位の位に叙す同十九年○九月九日
嫡男大久保右京亮縁坐によりて所領をとられ流されしかは○
六月九日に死しけり 是は安房守か父忠常は相模守忠隣か嫡男也其子には百七十年にて宗
し此時まて安房守忠職は天下の御守に仕へし流されつる大久保相模守か子なりしか
大に名をかりて一しうて右京亮縁坐に依て所領を没収せらるゝ所也
其ゑへさうたゝ家のつき三條一つの相模守忠隣か孫は宗家の名を合せて公儀に
かくれ二つの御かたはしまはれ候所ありといへとも安房守に憲法を把りて二つの事を
出仕せさりしか此ゆへに其宗家に家名を継しけり憲法を犯ひて私の罪ありてめ
とかく上意の三條の御事に於てかくの安房守に従ひ候ひて其支配の郡二万石の領地を
仰かうふり合戦の事不及して信に思ひて大久保の老臣共不服なれとも宗家ゟに従ひて
恐かきりなく本領をも召されて後にしか流されけり松平家にて預けられ仙台の里に
流され百人扶持を給はりて
ありけれは果たえぬし

生駒

讃岐守藤原一正は雅楽頭親正か男也 母は某の女 親正は
高松にて卒せしより其後高松に住せし 先是豊臣家の命を受て讃岐国を領し 中にも関ヶ原の役に
生駒か家は讃岐国 天正十三年○の正月讃岐国の内を賜り 親正は剃髪して高野山に入る 一正は
の家人となる 又雅楽頭親正は從五位下に叙す 慶長の関ヶ原の役に
其子は 父雅楽頭に従ひ役に供奉して讃岐国の事を知り 一正は東照宮に属して
戊年終りの讃岐に於て十七万石余の所領を給はりし 子孫相続して讃岐の
國主となる 又雅楽頭の事終りて讃岐守一正は高松の城主たり
御先手の時に属せしかは長男讃岐守一正別して御旗本の
右衛門佐に叙し 元和七年の七月中村式部少輔一氏か娘を嫁とし
時親正も卒して中宮の職にならさる 又讃岐の所領を保ちて

不快ゆゑ勘当しては仕三人なと一つにして平穏和かしけて
細川忠興の慈としてかうておかれ世子たる様に細川忠るの父の座は
よいらるやうの附須波与一忠に借りてゆかしむ此時父祖幽斎公逝
くこすう居し ゆゑやもしかるへし
為詳かれかりそめ上方にいとまして宇治にて二三の男たちを
太夫正俊は大坂の御役にて甚はひ井伊にしたひ二三の人
東国よ至り細川忠のゆかりを頼みしまいりせられは浅野光
うけして世に付て老とゆかり数年 天下とし 細川忠の子
者ともいひとしかれ御覚とし正續波にて一向して十七方
余忽の長たんにて某 正俊のかのものたちやうに及ひ行けまてる
八月續波与一三の家を見不に移てこれ大分の妻子関東に

移アしけしめられは将軍家の御感斜かしは公役御免と
免除せられ 但その御築られし大坂 十一月○従四位下に叙し大坂の
まとのそられしてう
戦よ至りて八十五○のちは嘉永九年 御役にまゐりもせられして御伴
けけ営み(?)して帰し 元和六年六月廿三日卒して年はこ
つや光来みし
三ヶ年こゝ後は寛永三年○八月大坂従四位下に叙し家命計
紀一字三十一日にしては日さてもる○八月二日讃岐守に従五
にて世男ぬを卒はぬ明はやの利の記久くほしい余くて後
ともここふそこうすれ其給三年○六月十一日に但馬
此和かしく死して行り 房とそらる男三人ゆゑ忠きすて
梓作来又隠し後は子不成とゆかりて 世子俊し八はま後なき藤
三席の和泉より大井大炊頭利勝

今年ハさしも天竺高山へわたりて廿四五ハ卅わかずのわかき心家の老二條為猿
ふりわたりとひとつ天ハつまるかゝへ奈良中ほる北大人々あらいしてたかめるとを伯持
ふこ住ゆ元むさるゝ物婦るの事とあらしめてゝまふ濁言井多々伝へとしへ桃政の人々あ
ちかきはるるとてしゝたし申にはさゝハ政人々ゝあ宮古あるへくをなりてを
あのうよあさるゆ合へりのてすゝけもこそ合う志へうかしにほ聖日と
けしよくるらぬるとえゝあふからされてくる士を民とあみ自と国ご存りろ
おしろて弱あ覧かりてハあかさしん多をさきてゆうもハ老ひしくなる宮に
実をかりゝりくここう彼々あのとをへうしくてある京のいはただ其光れ
父親ゆ例とよるて玉の群僧とをいけしいやもころみ十ヽハ桃政の人々大寺に
あやしこまつあやかとめして取命する茶花仰々人てのかり知と仰ぬと
これとなとも真ハそてしるもゆ伝へしきと添し笠ハ王かいちも我あ申
とも石史せしきおふ聖いかゝ申し信もろく情中下ゟ一封の去とかしし桃政
のひきしけさこて天許さのうさ文あ申子孫って人をかくやし
ゆりれくあ申に久るこまゝをく人許て桃政の人ておもいしす文ハ御覧
冬許より剣二ッ送て申しけうこ来たらてた清名みて御はく御あ申ある
くら今こに事をみらかあ申承をき申まし男かれと仕りしのゝく
あてゝしみきるすそからひてへくと申ハ御覧人とふもとひされハ文ハ
あいうらし忘ゝりら忘らかて知とあるハきいあらすへいもし申にあ申代けく
哀ハ其字るゝるに候へときとらひを侍るもハ文をハるに御二ておハ御覧
いろしやさころす入てのう年来あ申し筆とって大破訳を候そて桃政の

人々の伝り仰らしよりそれからのうむのまふ玉拜とは法やし文こそいらぬそも
おくこれ書しく事ゝせ十心久をと従の上ハ勅旨かあらくゆかしとは
しまうしけらいみろてお申いふゝそしてゝるとふ事しまるくされなりぬ
桃政の人々たよいゝ命てをみやまま口しめりろて拝ふ獄れ御てを返すは
をしめしかふ従いをとなされてこう彼天竺高麗るす志るしめされたる
ハおれい父親の印其その上ハ御目さら仰子こてふゝとはうしめらうしき給ゝふかく家
礼き寺いへ上ハ心のらふ仍ゝ人るするうしあまへうるはされと心のまて見
あるくんよいこころまことをも申かしょうよ仰くるそし一ふの義かましてふれ
二不論より不申ハ一族をもしうふ詳しやうゝ不浴ハ二人二而ゆ宮下候
あうしあ申らしかゝふ完まいを人ふうゝかれか志てへハこの事をひしてうる
後この御家へ久しくされとを申しハ鬼の神門ゝうへうへて深きを
こうあなんろきまれら干けのあ参にの修言伝て悪くに刑罰をかしと何かくうしき
出ゟこハ主之しれ

寺澤

志摩守紀廣高ハ（初名下野　一名ハ正成）武内宿禰の後胤紀氏流源之丞しめ
淑[illegible]ハ其子孫也景安濃伴に仕しそのちゝより來て尾張に住す
而居の事浪人しける後流浪しける後之名廣政父
尾張浪人御中に屬し御門より三河にありしに廣政廣高父
子共に勢ひ次第に出世して肥前唐津の城
主に八万石を得る一説に二万石三万石して又此の家にありしに三万石云々又肥前
朝鮮をこゝろざし日かましき所の地名護屋にて陣をなされし
下野守と名のりて八万石の上にして○又これより出世して
かくれなき侍にて譜代二万石を領しけるに肥前唐津を領して志摩守となる
の様なし○多く肥前にて天下人御代ハ門下にのせ置て二万石の知行
志摩守一代を守けて天下の仁公の内にて天正十七年九月志摩の守の勧めとなりけるに又右
羽柴の家に屬して先陣して名を聞えし事也七○

太閤薨去ありしのち慶長五年九月濃州関原にて
ことゝゝく合戦の城をせめてことゝし[illegible]ゆゑて慶長
徳川家の御方へ参りて濃州をせめ取れし忠政の
秋元両の家一件を語り慶長姫路へ徳川家より[illegible]
を取りて正しくいふしかハ備前の人々ハ[illegible]を[illegible]の[illegible]
武蔵尾張の川[illegible]よりうつりて郡山にて
近江(?)へうつりて四万石あまりて大坂の陣(?)[illegible]
城をせめて勲功ありしかハ桑名の城をうけて
あまた元和三年いり(?)[illegible]従四位下に叙し同年
十年四月忠政ハ姫路城主となりて

平八郎忠刻ハ二男なり播磨の国姫路の城をた
播磨の国天竹の郡をた[illegible]住せしむ
此ときに忠刻ハ十五歳の二月に
天樹院殿と婚姻の儀ありし
ときに忠刻ハ天寿院の娘勝姫とこの
中ハ[illegible]つれ[illegible]に天樹院の[illegible]の[illegible]
四万石の地をたまひ忠刻ハ[illegible]
所領八万石を領しけれハ
ほとなくして病気にて卒しけれハ天樹院殿
寛永三年五月七日病にて播磨の城にて
あまたの人々[illegible]なかしみけり

大河内(?)[illegible]めし
忠刻ハ自害せし
年月[illegible]さしくる

日本政府圖書

藩翰譜巻十二之上　終

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan